総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成28年3月18日(金) 午後1時00分から 午後4時40分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、井上伸史、衛藤博昭、元吉俊博、守永信幸、藤田正道、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

志村学

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏、会計管理者 阿部恒之、 議会事務局長 滝口定義、人事委員会事務局長 河野盛次、 監査事務局長 宮﨑淳一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第11号議案及び第15号議案 から第23号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定 した。
- (2) 第44号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県文化創造戦略について、山村振興基本方針書(案)について及び大分県税条 例等の一部を改正する条例案についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐(総括) 井上薫 政策調査課政策法務班 副主幹 礒崎香織

総務企画委員会次第

日時:平成28年3月18日(金)13:00~

場所:第4委員会室

1 開 会

2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係

13:00~13:20

- (1) 付託案件の審査
 - 第 1 号議案 平成 2 8 年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
 - 第 11号議案 平成28年度大分県用品調達特別会計予算
- (2) その他

3 企画振興部関係

13:20~14:50

- (1)付託案件の審査
 - 第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
- (2) 諸般の報告
 - ①大分県文化創造戦略について
 - ②山村振興基本方針書(案)について
- (3) その他

4 総務部関係

14:50~16:30

- (1) 合い議案件の審査
 - 第 44号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 について
- (2)付託案件の審査
 - 第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
 - 第 2号議案 平成28年度大分県公債管理特別会計予算
 - 第 15号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
 - 第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
 - 第 17号議案 包括外部監査契約の締結について
 - 第 18号議案 職員の退職管理に関する条例の制定について
 - 第 19号議案 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について
 - 第 20号議案 大分県職員定数条例の一部改正について
 - 第 21号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部改正について
 - 第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 23号議案 大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

- (3) 諸般の報告
 - ①大分県税条例等の一部を改正する条例案について
 - ②市町村合併検証報告書について
- (4) その他

5 協議事項 16:30~16:40

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。本日は、予算特別委員会分科会も あわせて行います。また、本日は、委員外議員として志村議員に出席していただいており ます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案12件及び文教警察委員会から合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監 査事務局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について 会計管理局から順次、説明を求めます。

阿部会計管理局長 会計管理局の予算のうち、歳出の主なものについて、ご説明いたします。平成28年度予算に関する説明書の119ページをお開き願います。

第2款第1項総務管理費第1目一般管理費62億1,622万7千円のうち、事業名欄の1番上、給与費57億7,548万9千円ですが、そのうち会計管理局は、右端の説明欄の下2つにあります、会計課職員29人及び用度管財課職員40人の合計69人分、5億2,261万9千円となっております。

次に、125ページをお開きください。

第6目会計管理費7,324万8千円のうち、事業名欄の会計課の会計管理費2,38 7万5千円は、公金の収納データを作成するための委託料及び非常勤職員経費等の管理運営費であります。

用度管財課については、次の126ページをお開きください。

事業名欄の1番上の会計管理費4,937万3千円は、大分県収入証紙印刷経費等の用度事業費及び公用車の任意保険料や燃料費等の管理車維持事業費であります。

次に、下の127ページにあります第7目財産管理費6億6,066万9千円ですが、 そのうち用度管財課分の主なものは、事業名欄の1番上、県庁舎管理費2億589万9千 円であります。

これは、県庁舎本館及び新館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費であります。 次に、128ページをお開きください。

第8目県庁舎別館及振興局費14億9,441万2千円のうち、次の129ページの事業名欄、用度管財課の県庁舎別館管理費3,614万円は県庁舎別館の清掃等委託料及び 光熱水費等の管理運営費であります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

滝口議会事務局長 平成28年度予算に関する説明書の115ページをお開き願います。 当初予算額は、右肩にありますとおり11億8,851万1千円であります。

まず、第1目の議会費は8億7,825万円で、その内訳は中ほどの事業名欄にありますように、まず、議員報酬手当等が議員43名分で6億3,202万3千円であります。 次の議会運営費が2億4,622万7千円で、主なものは右の説明欄にありますとおり 政務活動費交付金1億5,480万円、その3つ下、全国都道府県議会議長会負担金50 8万5千円などでございます。

次に116ページをお開きください。

ページの下、第2目事務局費は3億1,026万1千円で、その内訳は事業名欄にありますとおり給与費が事務局職員31名分で2億6,441万7千円です。

次に117ページに移りまして、事務局運営費が会議録印刷経費等で4,584万4千円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

河野人事委員会事務局長 人事委員会関係についてご説明申し上げます。平成28年度予算に関する説明書の177ページをごらんください。

第2款第8項人事委員会費の予算額は、欄外の右上に記載しておりますとおり、総額で 1億4,909万7千円でございます。

このうち、第1目の委員会費は762万円でございます。その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、委員報酬678万円は人事委員3名分の報酬でございます。

その下の委員会運営費84万円は、全国人事委員会連合会負担金、九州地方人事委員会 協議会負担金及び人事委員会の開催、各種会議への出席等、委員会運営に関する経費でご ざいます。

次に、第2目の事務局費は1億4,147万7千円でございます。

その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、給与費1億2,318万6千円は事務 局職員15人分の給与でございます。

その下の事務局運営費343万4千円は、各種会議への出席に係る旅費や図書、文具等の購入費など、事務局の運営・管理に要する経費でございます。

任用関係事業費1,327万5千円は、県職員、警察官の募集、採用試験の実施等に要する経費でございます。

次のページの給与関係事業費123万3千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告 等に要する経費でございます。

最後に、審査関係事業費34万9千円は、県職員及び公平委員会の事務を受託している 町村等の職員からの勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てに対す る審査、判定等に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

宮崎監査事務局長 平成28年度予算に関する説明書の179ページをお開きください。 監査事務局関係の予算第9項監査委員費につきましては、右肩にありますように、2億 1,441万8千円となっております。

その内訳は、まず第1目委員費として、1,961万8千円ですが、事業名欄の給与費は常勤監査委員1名分の給料等1,261万8千円、その下の委員報酬は非常勤監査委員3名分の報酬564万円、さらにその下の監査経費は監査委員の旅費等の136万円でございます。

次に、同じページの1番下の欄にあります第2目事務局費の1億9,480万円ですが、次のページ事業名欄1番上の給与費1億8,421万6千円は事務局職員20名分の給料等であります。

その下の事務局運営費1,058万4千円は、監査の実施に伴う旅費、需用費などの経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

志村委員外議員 議会事務局の太平洋新国土軸の1万円て何ですか。

江藤政策調査課長 116ページをごらんいただきたいんですが、太平洋新国土軸推進府 県議会議長連絡協議会の負担金でございます。右側の説明欄の上から4番目の項目でござ います。

志村委員外議員 負担金の中身は何ですか。何県入って、全体の予算はこうで、そのうち 大分県が幾ら負担して、どういう活動しているかということを聞かないと、1万円じゃ何 もできていないんじゃないかと思うんだけれども、何なんですか。

嶋委員長 どなたがお答えいただきますか。

志村委員外議員 委員長、済みません。よく調べていただきたいんですが、我々、議員連盟とかいろいろあるじゃないですか。そういうのでは非常に積極的にやっているんだけれども、そういう活動とこの議会というのがマッチングすることが望ましいと思うんですが(「これ知事がやめたやつじゃないかな」と言う者あり)いやいや、それとは違う、議会なんです。(「あ、議会事務局なのか。ああ、そうかそうか」「全体経費はないの」と言う者あり)

滝口議会事務局長 全体経費はわかりませんけれども、16府県が加盟をしております。 今、岡山県が座長を務めておりますが、主な内容は、いわゆる国関係に対する要望関係と なっております。

志村委員外議員 それは、16府県では16万円でしょう。(「はい」と言う者あり)国にどんな要望しているのというか、結構です。後で委員長、結構です、しっかりと。

江藤政策調査課長 目的は、先ほど局長が申しました均衡ある国土の発展と西日本の新しい広域経済文化圏を形成するため、中京圏から伊勢湾口、紀伊半島を通り、紀淡海峡、四国、豊予海峡を経て九州に至る太平洋新国土軸の構想と実現を目指すというもので、16府県で構成しておりまして、平成5年に設立したものでございます。去年までは負担金5万円という形にしていたんですけれども、28年度から1万円に減額になりました。

志村委員外議員 減額することは実はおかしいんで、知事は東九州新幹線、それから大分市で、いわゆる新太平洋国土軸、調査費をわざわざつけていよいよスタートしようというふうな、そうなったわけですよね。そのときに、何の理由もなく5万円から1万円に下がりましたということは、これは合点がいく話じゃないですよね。きょうはこの場ではちょっと失礼なので、もう少し基本的な協議を一遍してほしいと思います。

嶋委員長 16 府県が参加している協議会ですか、当然、本県の県議会議長も参画をしているということですが、今年度何か、その16 府県の議長が集まった中での協議等はあったんでしょうか。

江藤政策調査課長 内容につきましては、国会・政府関係機関、それとその他の機関に関する要望という形で、総会を開きまして各府県から出た意見をまとめてやるということと、もう1つの事業目的といたしまして、構想実現に関する調査、研究、広報、情報収集、意見交換を行っています。

経費につきましては、各府県が一律で減額したものでございまして、大分県の分からということではございませんので、今回そういう形で減額になったものでございます。 以上でございます。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第11号議案平成28年度大分県用品調達特別会計予算について執行部の説明を 求めます。

阿部会計管理局長 平成28年度予算に関する説明書の583ページになります。用品調 達特別会計予算について、ご説明いたします。

この特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を用度管財課において一元的に行うために設けている特会でございます。予算額は、歳入、歳出とも17億2,760万円となっています。

次の584ページをお願いします。

歳入の第1款第1項第1目用品収入は、本庁各課や地方機関などの一般会計からの収入が17億2,600万円となっております。これは次の585ページの歳出の第1款第1項用品調達費第2目用品費の17億2,600万円と一致しておりまして、関係各課からの要求に基づき、印刷物や消耗品、備品などを購入するための経費でございます。

また、その上の第1目用品総務費160万円につきましては、平成27年度の決算剰余金見込みを一般会計に繰り出すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

井上副委員長 ちょっと教えてもらいたいんだけれども、結局、用品収入というのは各部局から出された必要な用品がこのくらい要るよという、それを積算して用品調達のほうに繰り入れされるということで、それからまた要求があればこっちから出すというそういう状況かな。予算的な仕組みを教えてもらいたいんだけど。

森崎用度管財課長 基本的には、前年と前々年、過去二、三年の実績に基づいて枠をつくります。そして、その枠をもとに、このメリットとしましては、それぞれの業者が、それぞれに請求書や領収証を出さなくてもいい。私どものほうで一括して買える。そして、大量購入ができますので、単価に反映されると、そういうメリットのもとにやっているということでございます。

1つの枠ですので、原課のほうはそれを要求して、そして私のほうで入札をして買います。そして、原課のほうからその金額で公金振替というんですけれども、この枠の中に入れてもらうと、そういうやり方をしております。

井上副委員長 後でゆっくり聞きたいので、ご説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点、一般質問の中で調達の関係で質問をするということで通告をしたんですけれども、要するに調達品につきましては地域で買ってほしいと。それが地域の活性化になるのだということで、そういったことに努力をしてほしいということで、それを言いたかったわけなんですね。その辺についてどうですか。

阿部会計管理局長 用品調達特別会計の仕組みは今お話ししました。一般会計の中に、それぞれの課がみんな予算を持っています。ただ、物は一括して買ったほうが、要するにス

ケールメリットも出ますし、買うところとお支払いするところを分けていたほうが事故が起こらないというようなメリットがありまして、わざわざ特会を設けて、そこに一般会計のそれぞれのところからお金を集めて、それで特会の歳出を使って物を買って、そして各課に配っているということをやっているわけですね。そうすると、やっぱしかなりまとめ買いをできますから、例えば通常使うものについてはですね。そういうことで、かなり予算的な節減ができているということであります。

それで、今、委員から質問がありました、地域でやってほしいという話なんですが、これ特会を通して私のほうが買わなきゃいけないようになっているのは、本庁だったらば2万円以上です。ということは、ほとんど来ます、小さいもの以外はですね。本庁の人はいちいち買わなくても、うちに要求すればすぐ物が入ってくるということで、大変便利なことになっているわけです。

ただ、地方機関に行きますと、大分市内だったら1回発注20万円以内のものは自分たちで買えます。それから、日田とかそういうところも含めて、大分市以外の出先機関で買う調達事務は、50万円以内は自分たちが買えます。ということで、大きな機械なんか私どもが買いますけれども、通常使う消耗品だとかなんとかいうのは、もうほとんど出先で執行されていると。大半が地元の業者が受けているんではないかなというふうに私は理解をしております。

以上です。

井上副委員長 はい、わかりました。よろしくまた努力をお願いします。

嶋委員長 要するに特会で、井上副委員長がおっしゃりたかったのは、できるだけ地元の 業者を使ってほしいということですけれども、地元の業者から調達する分と県外業者から 調達する分の比率みたいのがわかれば教えてくれますか。

森﨑用度管財課長 今、大体 1 , 2 0 0 件ぐらいを調達でやっているんですけれども、約8 5 %が県内業者になっております、件数的にですね。1 5 %がそれ以外という形でございます。

嶋委員長 もう1点、障がい者を雇用している業者からできるだけ調達しようということ て努力をしていただいていると思いますが、いよいよこれからは障がい者雇用率日本一を 目指すということですが、来年度に向けてどのように障がい者を雇用している業者から調達をしようと考えておられるのか、お聞かせください。

森崎用度管財課長 障がい者雇用の法定比率がございます2%というような、そういう業者については、私どもで登録をさせていただいておりまして、今8社ほど登録していますけれども、そういうところについては優先的に発注をしていこうということをやっております。

嶋委員長 8社ですか。

森﨑用度管財課長 今8社です。

嶋委員長 そのくらいしかないんですか。

森﨑用度管財課長 はい。

阿部会計管理局長 補足します。これ、県の調達全体を申し上げますと、用度管財課は、この物品調達以外にも、いわゆる剪定をやったりとか、そういうのも含めて全体で比率を上げようという委員会が、私も出席しますけど、副知事をキャップにそういった委員会が

ありまして、名刺はもう絶対にそういうところから買おうとかいう形で、ただ、受け側の 能力もございますから、そういうことを勘案しながら、今全体で進めております。

その中で今、用度管財課長が申し上げましたうちのパートがあるということで、うちの場合は、そのほかにさっき言いました、県庁のこの辺の剪定とかで、できるだけ出せるようにやっているということでございます。

嶋委員長 一層のご努力をお願いしたいと思います。

衛藤委員 関連で、さっきの県内と県外の比率は、件数ベースですよね。金額ベースだと どうなるんでしょうか。

森﨑用度管財課長 件数ベースでございます。金額ベースですと、80%に現在はなります。

元**吉委員** 単純な質問なんですけど、この調達費というのは10万単位になっているんですかね、入札か何か。何か数字が非常に切りがいいので。

阿部会計管理局長 先ほど仕組みを申し上げましたけれども、これきれいに積み上がりません、特会の場合がですね。枠を設けておりまして、それぞれの課からいろいろな要求が出てきますから、あんまり細かく挙げていなくて、ある程度丸めた数字で予測した中で、大きな丸めた数字で計上をさせていただいております。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

[委員長挨拶]

[河野人事委員会事務局長挨拶]

嶋委員長 以上で、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局退室、企画振興部入室〕

嶋委員長 これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について 執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 説明に先立ちまして、本日、阿部観光・地域局長が香港からの海外親 善大使の受け入れのためにやむを得ず委員会を欠席させていただく旨、ご報告とお詫びを 申し上げます。

それでは、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係について、ご説明申し上げます。お手元の企画振興部総務企画委員会資料の1ページをお開きく

ださい。

平成28年度当初予算一覧表、所属別にまとめたものでございます。左から2列目、平成28年度当初予算①の欄の下から3段目にありますように、事業費と人件費を合わせまして59億3,834万円となっております。その下の27年度7月現計予算額と比べますと、1番下にありますように7億2,318万円の減であります。

これは、今年度実施いたしました5年に1度の国勢調査や県立美術館開館に合わせた小学生6万人の招待、おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンなどにかかった 経費の減少等によるものです。

なお、先日の予算特別委員会でご説明した事業につきましては、本委員会での説明は省 略させていただきます。それ以外の事業につきまして、各所属長から説明いたしますので、 よろしくお願いします。

中島審議監兼政策企画課長 それでは、政策企画課の主な事業についてご説明いたします。 お手元の平成28年度予算に関する説明書136ページをお開きください。事業名欄の3 番目、地方創生大学等連携プロジェクト支援事業費598万8千円でございます。

これは、学生の県内就職や若者の定着を促進するため、知(地)の拠点である県内大学等と連携して、学生による地域課題解決に向けた取り組みへの支援や、若手社会人向けの講座を開催することにより、地方創生に向けた地域に貢献できる人材の育成を図るものでございます。

次に、459ページをお開きください。事業名欄の1番上、公立大学法人運営費交付金4億4,493万2千円でございます。

これは、主に芸術文化短期大学の運営に要する経費として、人件費及び運営費の年間所要額から授業料・入学料等の自己収入を控除した額を芸術文化短期大学へ交付するものでございます。

以上でございます。

高橋まち・ひと・しごと創生推進室長 続きまして、まち・ひと・しごと創生推進室の主な事業についてご説明いたします。戻りまして、136ページをお開きください。

事業名欄の1番下、地方創生ふるさと納税活用人材育成事業費971万7千円でございます。

これは、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に掲げたひとづくりを推進するため、ふるさと納税の促進を図るものでございます。

平成28年度は特に芸術文化・スポーツの振興を目的としたふるさと納税を募るとともに、地方創生応援税制の創設に伴い、企業版ふるさと納税の促進を図ることとしています。 以上でまち・ひと・しごと創生推進室の説明を終わります。

堀国際政策課長 続きまして、国際政策課の主な事業についてご説明いたします。戻りまして、134ページをお開きください。

事業名欄の1番下、外国人留学生支援事業費3,004万3千円でございます。

これは、将来、本県とのかけ橋となる人材育成を図るため、学習意欲が旺盛で、かつ優秀な私費外国人留学生80名に奨学金を交付するとともに、留学生に対しまして講座や研修を開催し、留学生による地域貢献活動への取り組みを促進するものでございます。

また、留学生の受け入れ促進のため、県内大学と連携して海外での留学説明会を開催し

ます。

以上で国際政策課の説明を終わります。

小野パスポート室長 続きまして、パスポート室の主な事業についてご説明いたします。 次の135ページをごらんください。

事業名欄1番上、旅券事務費3,718万7千円でございます。

これは、パスポートセンターと大分市ほか17市町村において、旅券申請受理及び旅券の作成・交付事務を行う経費と、7月4日から旅券申請書の受理や旅券の交付等に係る事務を大分市に権限移譲することに伴う、県パスポートセンターの大分市本庁舎地下1階への移設に要する経費でございます。

以上でパスポート室の説明を終わります。

高屋広報広聴課長 広報広聴課の主な事業についてご説明いたします。145ページをお 開きください。

事業名欄の1番下、広報活動費2億1,492万2千円でございます。

これは、県政広報に要する経費であり、主なものは、右側の説明欄に掲げていますが、 県政テレビ番組やラジオ番組の放送、各新聞への県政だよりの掲載、県政広報誌新時代お おいた等の発行に要する経費でございます。

次のページをお開きください。

事業名欄の下から2番目の魅力発信動画サイト運営事業費228万円5千円でございます。

これは、知事記者会見や県政広報テレビ番組、シンフロを初めとするおんせん県CMなど、大分県のさまざまな動画を1つにまとめた動画ポータルサイト「おんせん県おおいた!ちゃんねる」の運営に要する経費でございます。

以上で広報広聴課の説明を終わります。

斉藤統計調査課長 続きまして、統計調査課の主な事業についてご説明いたします。175ページをお開きください。

事業名欄の1番上、委託統計費1億4,471万9千円でございます。

これは、総務省、経済産業省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統 計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金でございます。

28年度は、毎年実施する労働力調査や家計調査などの経常調査に加え、5年ごとに行われる大規模周期調査として、農林水産業の個人経営を除く全ての事業所、企業を対象に従業員数や売上高などを把握する平成28年経済センサスー活動調査と、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにする平成28年社会生活基本調査を実施します。

次のページをお開きください。県単統計費157万4千円でございます。

これは、県経済の現状を把握するための県民経済計算など、県独自で行う調査や分析などに要する経費でございます。

以上で統計調査課の説明を終わります。

佐藤芸術文化振興課長 続きまして、芸術文化振興課の主な事業についてご説明いたしま す。戻りまして、137ページをお開きください。

事業名欄の1番上、地域芸術文化振興事業費4,076万円でございます。

これは、別府アルゲリッチ音楽祭や大分アジア彫刻展の開催など、地域における芸術文化振興施策を総合的に展開し、文化力による本県の活性化と魅力ある県づくりを推進するものでございます。

次に、1番下、芸術文化連携推進事業費1,094万6千円でございます。

これは、芸術文化を活用し、教育・福祉等分野の課題に対応するため、障がい者福祉施設、高齢者福祉施設、児童養護施設でのアーティストによるワークショップの実施や、しいきアルゲリッチハウスにおいてコンサート等を開催するものでございます。

次のページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、創造県おおいた推進事業費6,287万1千円でございます。これは、芸術文化の創造性を地域活性化等に生かす創造的地域づくりを目指し、別府、竹田など、県内各地におけるアートプロジェクトに対する支援やアートプロジェクトの運営などを担うアートマネジメント人材の発掘・育成を図る人材育成プログラムなどを展開するものでございます。

次に、その下、芸術文化ゾーン拠点創出事業費8,500万円でございます。

これは、県立美術館で開催する魅力ある企画展や芸術文化ゾーンにおけるアートイベント等を実施する大分県芸術文化スポーツ振興財団を支援するものでございます。

次に、その下、ユネスコエコパーク推進事業費322万1千円でございます。

これは、祖母傾地域をユネスコエコパークとして登録し、自然と共生した地域振興を図るため、佐伯市、竹田市、豊後大野市や宮崎県と連携した広報・普及啓発の取り組みを行うとともに、日本ユネスコ国内委員会に登録申請を行うものでございます。

以上で芸術文化振興課の説明を終わります。

山崎国際スポーツ誘致・推進室長 国際スポーツ誘致・推進室の主な事業についてご説明 いたします。139ページをごらんください。

事業名欄の上から2番目、スポーツ交流地域活力創出事業費2,365万4千円でございます。

これは、県民がスポーツに親しむ機運を醸成するため、県内のプロスポーツチームを活用して、選手による小学校や総合型地域スポーツクラブなどへの訪問活動を実施するとともに、オートポリスでのレース開催に合わせ、おんせん県おおいたのPRを行い、スポーツツーリズムを推進するものでございます。

次に、その下、スポーツ合宿誘致地域活性化事業費317万5千円でございます。

これは、西部振興局の地域課題対応枠事業であり、玖珠郡へのスポーツ合宿誘致促進のため、大学やエージェント等への広報活動、受け入れ態勢を整備する取り組みを推進するものでございます。

以上で国際スポーツ誘致・推進室の説明を終わります。

細川観光・地域振興課長 続きまして、観光・地域振興課の主な事業についてご説明いたします。375ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、観光地域磨き推進事業費1,674万2千円でございます。 これは、何度も訪れたくなるおんせん県おおいたを目指し、観光案内所の連携とスキル アップによるおもてなし体制の強化や、ツーリズム大学による人材育成、また、本県の地 域資源を生かした地域企画商品の販売を促進するものでございます。 次に事業名欄の1番下、滞在・循環型観光促進事業費8,031万8千円でございます。これは、県内への誘客・滞在期間の延長を図るため、国内外観光客への広域情報発信や受け入れ施設等のスキルアップ、人材育成などの機能を備えた県域的なツーリスト・インフォメーション・センターを由布市が由布院に整備することに対し、滞在・循環型観光のモデル事業として支援を行うものでございます。

次に377ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、広域観光連携推進事業費4,943万7千円でございます。 これは、東九州自動車道の開通を契機とした宮崎県との縦軸連携に加え、長崎県・熊本 県との横軸連携や、九州7県が一体となった観光振興を図る九州観光推進機構との連携を 図ることで、本県への誘客を促進するものでございます。

次に事業名欄の1番下、東部・北部地域スローツーリズム推進事業費211万1千円で ございます。

これは、健康志向の高い旅行者をターゲットとして、徒歩やサイクリングなどにより、 当該地域の変化に富んだ景観や地域の魅力を、ゆっくり、じっくり、しっかり満喫できる 新しいスタイルの体験型コースを造成し、誘客と連泊に結びつけるスローツーリズムを推 進するものでございます。

次のページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、大分・愛媛地域間交流促進事業費319万6千円でございます。

これは、愛媛県南予地域との地域間交流を促進するため、大分・愛媛両県及び関係市町で構成される連携推進協議会を設置し、イベント等での相互参加や、各市町の持つ広報媒体を活用した相互の情報発信等を行うものでございます。

次にその下、ユネスコエコパーク推進エリア魅力発信事業費225万2千円でございます。

これは、東九州自動車道佐伯・蒲江間の開通により、交通量が減少した国道326号沿いの里エリアの活性化を図るとともに、祖母傾ユネスコエコパークの登録を目指す上で、豊富な観光資源を磨き上げ、独自の自然・人・食・文化を広域的に発信していくものでございます。

次のページをごらんください。

事業名欄の1番上、ひた新たな魅力活用誘客滞在促進事業費312万8千円でございます。

これは、域内滞在時間の延長を目指し、隠れた地域資源の発掘を行うとともに、バイオマス発電等林業・木材の産業施設や町並みを活用した域内観光ツアーを造成し、観光客が循環し滞在する仕組みをつくるものでございます。

以上で観光・地域振興課の説明を終わります。

磯田地域活力応援室長 続きまして、地域活力応援室の主な事業についてご説明いたします。戻りまして、141ページをお開きください。

事業名欄の上から4番目、地域活力づくり総合補助金5億円でございます。

これは、元気で活気あふれる大分県づくりを推進するため、地域のさまざまな主体が取り組む事業活動を、きめ細かく柔軟に支援し、地域活動の維持、発展を図るものでござい

ます。

次のページをお開きください。

事業名欄の1番上、くらしの和づくり応援事業費2,400万円でございます。

これは、小規模集落や山村、離島地域など地理的条件が厳しい地域で、人口減少などにより生活環境が厳しくなる中、その地域に住み続けたいという住民の希望をかなえるよう、 集落の機能を互いに補い合うネットワークコミュニティの構築に向け、地域の担い手となる組織や団体の広域的な取り組みを支援するものでございます。

以上で、地域活力応援室の説明を終わります。

廣瀬景観・まちづくり室長 続きまして、景観・まちづくり室の主な事業についてご説明いたします。1ページ戻りまして、141ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、老朽空き家対策促進事業費263万円でございます。

昨年5月に空家対策特別措置法が全面施行され、市町村長に倒壊等のおそれのある特定 空家を指定し、その所有者に勧告や命令を行う権限が与えられました。しかしながら、国 からその判断基準が示されていないため、有識者と県・市町村で統一的な基準を作成する ことで、危険な空き家の除却促進を図るものでございます。

次に376ページをお開きください。

事業名欄の1番下、魅力ある景観づくり推進事業費2,101万円でございます。

これは、本県の恵まれた景観資源を有効活用し、地域振興・観光振興を促進するため、 景勝地等の優れた視点場における景観支障樹木の伐採や九州自然歩道の整備を行うととも に、市町村と連携して魅力ある景観の保全や活用などを図る検討会やシンポジウムを開催 するものでございます。

以上で、景観・まちづくり室の説明を終わります。

土田交通政策課長 続きまして、交通政策課の主な事業についてご説明いたします。戻りまして、151ページをお開きください。

事業名欄1番上、国際航空路線拡充・定着化促進事業費5,459万9千円でございます。

これは、大分空港の唯一の国際定期便である大分-ソウル線の安定的な運航を図るため、 航空会社の運航費用軽減につながる空港ビル使用料減免等の補助を行うほか、旅行会社の 大分行き旅行商品の造成につながる広告費補助などを行うものでございます。

次にその下、国際チャーター便誘致促進事業費1,849万9千円でございます。

これは、ソウル線以外の国際定期便の就航に向け、県の海外戦略において海外誘客に取り組むターゲット国としている台湾を初め、中国、香港、タイなどの航空会社に対するチャーター便の運航に対して支援するものでございます。

次にその2つ下、地方バス路線維持対策費1億1,601万9千円でございます。

これは、地域における広域的な幹線バス路線の維持を図るため、民間バス事業者の運行 費などの経費を助成するものでございます。

次に1番下、地域公共交通活性化事業費498万7千円でございます。

これは、地域にとって望ましい公共交通網を実現するため、市町や交通事業者と連携し、 地域公共交通に係るマスタープラン及びその実施計画を策定するものでございます。28 年度は県南部エリアを対象に策定します。 次の152ページをお開きください。

事業名欄上から2番目、東九州新幹線推進事業費189万1千円でございます。

これは、東九州新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げを目指し、国などへの要望活動を行うとともに、県内向けの周知を進める取り組みを行うものでございます。以上で、交通政策課の説明を終わります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

衛藤委員 幾つかありまして、1つずつ。

137ページの右側の説明の列の上から3番目、香り文化振興事業費とあるんですけど、これの中身を教えていただけませんでしょうか。

2番目が139ページ、国際スポーツ大会誘致推進事業費とあるんですけど、オリンピック・パラリンピック、そしてラグビーワールドカップがあると思うんですけど、大分県の中にも、各国との友好協会があると思うんですけれども、EU友好協会とか日中友好協会とか、そういった友好協会との連携体制というのが誘致においてどうなっているかというのを教えていただけませんでしょうか。

そして、次が141ページ、UIJターンに関してなんですけど、これUIJターンって大きいくくりでいうと商工労働部もUIJターンをやられていると思うんですけれども、ここでの、内容が微妙に違うというのは理解しているんですけれども、ここでは商工労働部とのUIJターンに関する連携というのはどうなっているのか。そして、このUIJターン、どれぐらい効果が、効果測定というのはどういう形で行われているのかというのを教えていただけませんでしょうか。

最後に、これはどこにあるかちょっとわからない。概要のほうであったんですが、概要の47ページの団体誘客推進事業費、この中にMICEが入っているんですが、MICEの中に大型コンサートの誘致、これMICEに含まれるというふうに理解しているんですが、大型コンサートの誘致が2010年のEXILEから大銀ドームで行われていないというところがあるんですが、これ実際に、所管はツーリズムおおいたになるかと思うんですけど、ツーリズムおおいた、どういう活動をしていて、何でこんなにも大銀ドームが使われていないんでしょうか、その点を教えていただけませんでしょうか。

ちょっとたくさんで申しわけないんですが、よろしくお願いします。

佐藤芸術文化振興課長 137ページの香り文化振興事業費206万円でございますが、 国内有数のコレクションで貴重な県有財産である大分香りの博物館の収蔵品、これを有効 活用して県民に香りの文化に親しんでもらおうということで香りのイベントとしまして、 著名人による香りに関するトークショー、あるいはワークショップ、例えば27年度でい えば親子香り体験学習というワークショップを開催しました。そうしたイベントの開催に 要する経費でございます。

山崎国際スポーツ誘致・推進室長 県内の国際の友好団体をどのように活用して誘致をしているかということなんですけれども、これまで、ポルトガルの陸上チーム、それと、チェコの関係で友好協会とは接触がありました。ポルトガルの場合は大分市に事務局があるんですけれども、大分ポルトガル協会が非常にポルトガルとの友好交流を進めておりまして、そういったことから、ポルトガルの選手が来た際には、そういった関係者との意見交換会みたいなものをやって、友好を深めております。

チェコについては、チェコ友好協会の職員が事務局長になっていますけれども、チャスラフスカさんというチェコのオリンピック協会の名誉会長ということで、そういった著名な方と関係を築いておりまして、チャスラフスカさんが来られたときにも大銀ドームを視察いただいて、一定の評価をいただいたこととに加えまして、ことしも、4月に友好協会が10周年をチェコとの間で迎えるということで、記念行事の打ち合わせでチェコに行きました。プラハに行った際に、チャスラフスカさんの紹介でチェコのオリンピック協会の会長さんにも、その事務局長が接触することができまして、そこで、ぜひ大分に来てくださいということで、そういった友好協会も通じながら働きかけをやっております。

磯田地域活力応援室長 UIJターンの件につきまして質問をいただきました。商工労働部との関係についてまず申し上げますと、商工労働部のほうは、県内企業の中途採用の方を採用するというところにターゲットを重く置いておりますし、私どものほうは、仕事を求めている方、いない方も中にはいらっしゃいますが、大分に移住したいという方を幅広に受け入れるというところに視点を置いておりますので、県外でいろんな相談会を行うときも若干、重点の置き方が異なってくるというところが違いでございます。

ただ、多くの方がターゲットとして重なりますので、今お話しいただいたように、私ども必ず商工労働部が行う就職フェアといったもののとき、必ず私どものほうの移住の担当が出かけて、ともにブースに並んでお話を聞くことにしておりますし、一方、私どものこの企画振興部で行いますおおいた暮らしの塾を、東京、大阪、福岡で行いますが、これらにつきましては、必ず商工労働部のほうからおおいた産業人財センターの方などが来て、ブースを横に並べてお話を伺うというやり方をして、連携を取り合っております。

それから、どういうふうに成果を管理しているのかというようなお話でしたが、これにつきましては、まず、今年度の長計の中でKPIを定めておりますけれども、昨年の実績292人なんですけれども、これを5年後に600人までふやすということを一応目標にしております。ですので、単純に申し上げますと単年度60人ぐらいずつふやしていくということになりますが、今年度の取り組みの状況を申し上げますと、今のKPIに対応する数字としましては、2月までで既に415名が移住ということで数字が上がってきております。これを3月まで1年間にしますと、453名ということになりますので、長計で定めている目標のかなり先を行き始めていると。非常に社会ニーズに合った対応になっているのではないかと考えております。

以上です。

細川観光・地域振興課長 MICEの件でお尋ねがございました。MICEの推進の施策として、特にMICEのいいイベント、これは営利目的のものが非常に多くて、これまで行政の支援から外れていたところがあったんですけれども、おっしゃるとおり平成22年のEXILEコンサート、これは8万人ぐらい集まって、経済効果が5.5億円ぐらいあったんではないかと言われている興行でございました。

その後、大規模なEXILE並みのコンサートはできてないんですけれども、このMICEセンターをツーリズムおおいたに置きまして、iichiko総合文化センター、それから大銀ドーム、それとビーコンプラザ、こういう指定管理を受けているところも一緒になって、連携して、そういう大規模なMICEを引っ張ってこようと努力をしているところでございます。

それに加えて、元気創出イベント誘致推進基金、これは平成25年6月補正から積み増しして、例えば、3万人以上の参加が見込まれるものは、日本代表戦などは上限1千万円ほど助成していこうというような形に取り組んでおります。

鋭意取り組んでおるんですが、1つやはり大きなコンサートはどうしても福岡、あるいは熊本のほうに今行っているところでございます。したがいまして、そういうコンサートばかりでなく、例えばサッカーキリンカップとか、KAT-TUNのコンサート、これは平成23年に1万人集めましたが、これはビーコンプラザでございました。昨年はスケートのエキシビション、あれは2万人ほど集めることができました。そういうちょっと中型なところを、室内でできるものも含めて、鋭意努力をしているところでございます。

残念ながらまだEXILE規模のコンサートは取れていないので、引き続きMICEセンターを中心に営業をかけているところでございます。

以上でございます。

衛藤委員 UIJターンのところなんですけれども、成果の把握、いろんな事業をやっていますので、それぞれの事業はどういうふうにやるか。別に難しい話じゃなくて、例えば市町村の役所で転入届を出していただくときにアンケートをとって、どのイベントに参加しましたかとかってとるだけでも、ある程度の把握はできると思うんですけれども、そういったことをやられているのか。それと、これから考えられる余地があるのかというところが1つ。

それと、次に、MICEなんですけれども、先ほどのお話の中であったんですけれども、 福岡のヤフオクドームは毎月のように大型コンサートをやっているんですよね。規模が違 うから引っ張れないからというのはあると思うんですけれども、2010年にやって6年 間1回もないというのは、大銀ドームで1回もないというのは、私すごく異常な事態だと 思うんですよ。きちんとこの原因が何なのかというのを考えて分析しないと、次の誘致に つながらないと思うんですけれども、この原因、大銀ドームで行えない原因とかというの はどこにあるんでしょうか。

細川観光・地域振興課長 1 つは、周辺人口を換算した利益がどれぐらい出るかということかあります。

それと、やっぱり輸送手段のことをかなり考えなきゃいけないという、駅からの距離的な問題、加えてJリーグ等の開催との調整という複合的な原因があると思うんです。これが決定的ということはないんですけれども、その上で来ていただけるところを営業をかけているところです。

中規模になると、今度はビーコンプラザとか、iichiko総合文化センター、こちらで開いたほうが効率がいいということで、大銀ドームでやるというところまで、集客力の問題もあって、4万人規模まで持っていくのはなかなか難しいということで、そこにやっぱり落ちつかないというところがございます。

ヤフードームは人工芝ですので、その芝の管理という面では優位に立っているというと ころがありますので、その差異は大きいと思います。

磯田地域活力応援室長 UIJターンの効果測定の方法につきましてご質問をいただきました。今現在、この効果測定につきましては、確かに転入届の段階で把握するのが現状としては非常に難しいというのがございます。

それで、今現在、先ほど申し上げました数字等につきましては、移住する方がいろんな 空き家の改修であるとか住居の改修、購入等の何らかの県とか市町村の補助事業とか、窓 口で相談を受けたとかいったものを今数え上げているというのが実態でございます。

これにつきましては、全国的に数の数え方につきましてはやはり課題があるというふうに認識しているところが多うございますので、実は市町村窓口で、先ほどのお話ございましたように、窓口でアンケートできないかということを実は昨年末に、市町村の担当のほうに提案したことがございます。

しかしながら反応としましては、市町村窓口での手間が非常に大きくなって難しいというお話でしたが、それではということで、実は島根県のほうで転入届の様式を1部改良いたしまして、記入する項目を1つだけふやして、内容は、「あなたは今後5年間、ここに住む予定ですか」という1点加えることによって、それ以外の情報とあわせて移住だと判断できるような仕組みをつくっているという例がございます。

ですので、今後、大分におきましても、アンケート方式ではなくて、転入届の中に何ら かの工夫をすることによって、移住の方がどれぐらいいるのかということを、よりシステ マチックに把握できるようなことを検討していきたいと考えております。

以上です。

衛藤委員 効果測定のところ、アンケートが難しいというお話だったんですけど、ちょっとよくわからなくて。アンケートをつくって市町村の窓口に、県の側でアンケートをつくって手続をやっている間に、手続でお待ちいただいている間に書いていただくと。それを回収してもらって、それをそのまま県に渡す、それだけだと思うんですけれども、それで済む話だと思うんですけど、そこの難しさというのが、済みません、よくわからないなと思っているので、そこを教えていただければなと思います。

磯田地域活力応援室長 私どもも、転入の窓口の業務というところが若干よくわからないところがございますけれども、市町村のほうに問い合わせをしてみたところ、住民課の窓口が、小さいところはそうでもないかもしれませんけれども、ある程度の市の規模になりますと、毎日すごくたくさんの方が見えるので、窓口でそういうことをすると、住民の方からこんなことまでしないといけないのかといったようなお話が来るとか、あるいは窓口においてそういうペーパーをずっとやりとりするというのは大変な手間になって現実的ではないというようなお話がありました。

これは、全国的にやはり市町村窓口の中に手順をこういったことでふやすのは、かなり 難しいことなんだなということで今把握しております。

井上副委員長 44ページの老朽空き家対策、質問をちょっとし損なったんですけれども、 大分県には、どのくらい空き家があり、使えない空き家というのはどのくらいあるかとい うのことを具体的に聞きたかったんですけど。

その辺のところと、全国に空き家が800万戸、500万戸ならそれがちょっとずれているんだという思いですけれども、この前テレビであったですね。東京の葛飾で所有者のわかっている、勧告して強制的に行政代執行で壊したというニュースがあったんですけれども、そのときに発生した、中の事情はよくわかりませんけれども、テレビだけですけれども、180万円の予算、いわゆる取り壊し費用等の請求をしたというようなことでございます。強制的に壊して、果たして請求されたお金というのは回収できるのかなとちょっ

と心配するんですけれども、大分県にそういったことが起きた場合においては、県として どのように対処するのかなと思ったんです。思いつきで申しわけないんですけれども、ど のようにお考えなんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

廣瀬景観・まちづくり室長 今、空き家が県内にどれぐらいあるのかというお話がございました。25年度に私ども全市町村調査して、約1万棟ぐらいございます。その中で、危険なというのが約23%。活用可能なのが逆に70数%というふうな数になっております。昨年は、副委員長が言われました除却をした後に費用をどうするのか。実際に先般、別府市のほうが危険な空き家が倒壊しそうだということで除却をいたしました。行政代執行という形で執行しております。空家特措法の中でそういう手続が認められるようになりまして、別府市さんがその手続をとって除却いたしました。費用は約500万円をちょい超えるぐらいがかかったらしいですが、それにつきましては、今、検討されていますけれども、実際に土地の所有者、建物そのものは所有者がわからないんですが、土地の所有者がある程度確定されていますので、その所有者に対して民法上の請求ができるんではないかということで今請求をしております。

いずれにしましても、市町村さんがそういった取り組みをされて、ある方の除却をした 場合は、当然、所有者のほうの負担となります。

井上副委員長 とにかく、これから法的にそれに基づいてやることですので、市町村と十分連絡をとってやることが必要だと私は思うので、その辺のところも的確にお願いをいたしたいというふうに思っております。

それからもう1つ、済みません。これは思いつきでなんですけれども、統計調査課長さん、これは県の調査が決して悪いというようなことではございません。ただ、今思うに、これだけ人口減少してこれだけ大きな社会問題になっているのに、統計的なそういったものが随時一般の国民なりいわゆる県民ですけれども、そういったことを県民に知らせる、そういったものがどうも統計をとっただけで、県民なり市民が納得してりゃ流れ的にわかるんだけれども、それの告示というのがちょっと遅かったんじゃないかなという気がするんです。おたくが悪いということじゃないですよ。ただ、総体的に言うと、そういうんじゃないかなというふうに感じるんです。

ですから、今後やっぱりそういったいろんな問題等については、統計的な周知を徹底的に住民にわかるように、もう少し情報を提供したほうがいいと思う。チラシは来ていますけど、なかなか読まないですね。ですから例えば、いわゆる職員の皆さん方が講師になって、地域を回って、統計的にはこうだよと。ですから、将来こういうふうになるから、こういった対策が必要だよとか、何かそういった周知することが、私は今後やっぱり課せられたことの大きな課題としてあるんじゃないかと思うので、その辺の将来というか、課長さんに責任はないんですけれども。

ただ、今まで国庫で入っておるもんだからあんまり質問しなかったんだよ、こういうことは。別に一般財源も使うことじゃないし。だから、そういったことは私ども議員も含めてどうもそういった意識が少なかったのかなと思うので、いずれにしましても、何回も言うんですけれども、とにかく住民の周知徹底を今後やっぱり促す、推進する必要があると私は思うので、その辺話した中でいろいろな感想なり、いろいろお気づきの点があったらお願いしたいと思います。

斉藤統計調査課長 統計法が全面改正されまして、行政のための統計から住民のため、社会の情報基盤としての統計ということで、今、国のほうもいろんな広報をやっております。私どもも統計の調査結果について、ホームページで公開したり、あと大分県100の指標とかいろんな工夫を凝らしながら住民の皆様に周知をしていっているところですが、今、副委員長がおっしゃるようにまだまだ努力が足りないということでございますので、今後もより一層、統計調査結果の普及、統計調査への理解の促進、そういったものに努めてまいりたいというふうに考えております。

井上副委員長 頑張ってください、以上です。

元**吉委員** 142ページのくらしの和づくり応援事業費2,400万円。これもうちょっと具体的に内容を教えてもらいたい。

磯田地域活力応援室長 くらしの和づくり応援事業と申しますのは、既に里のくらし支援 事業ということで小規模集落対策に取り組んでおりますけれども、こちらの小規模集落対 策というのは、どうしても各集落ごとの課題を見つけ出して、それに対して対応をすると いうやり方をとっております。

対しまして、新たに同時で行っておりますこちらのくらしの和づくり応援事業、こちら のほうはネットワークコミュニティーを形成するということを目標にしております。

ネットワークコミュニティーと申しますのは、集落単独ではなくて、それぞれの集落がまだ機能が残っていると。あそこには若い人がいるとか、あそこにはこういう施設があるとか、あるいはこういう福祉事業団体があるとかいったような、それぞれの地域ごとにまだ強みないしは集落を維持するための機能が残っているところがございます。ですので、これを広域でつないで、全体として1つのコミュニティーを形成していこうというのが、このくらしの和づくり応援事業で目指すネットワークコミュニティーの考えでございます。事業では、それぞれの場所を市町村ごとに年間12カ所を一応めどに、モデル事業ということで実証実験を行ってございます。平成27年度におきましては13地域にて実証実験を既に行っております。今のところ、それぞれ13地域全てのところで、その実証実験をもとに新たにそういうやり方であれば買い物の支援ができますねとか、あるいは庭先でつくったいろんな野菜の収集をお手伝いできますねとかいったような事業ができるということが見えてきますので、それを今後につなげていくというような事業を行っているところでございます。

元吉委員 地域コミュニティ協議会もこの中にあるんですか。

磯田地域活力応援室長 今回は、コミュニティーの協議会というのがあるところは、それ をそのまま使っているところもありますし、そうではなくて、それぞれの地域で話し合い をして、違うグループで1つのまとまりならまとまりがありますねというようなことを話 し合い、おおむね小学校とか中学校の校区単位でまとまって事業を行っているところでご ざいます。

藤田委員 最初に、質問ではないんですけれども、説明のときに、できたら予算概要を持ってきていたので、こちらのほうでしていただいたほうがとても把握がしやすかったなと。 きのう商工労働企業委員会に出たときは、予算概要でやられていたので、ぜひお願いしたいと思います。

事業の中では、海外交流ネットワークづくり事業費というのがありますけれども、これ

は、海外の県人会の皆さんとのネットワークづくりという観点で、以前は何か県人会長サミットのようなものがあって、情報交換ができていたんだがということをこの間お聞きしたので、これから東南アジアを中心にいろんな面でアプローチをかけていくに当たって、県人会というそういうネットワークづくりをしたほうがいいのではないかなという気がしますが、その辺のお考えをひとつお願いしたいと思います。

それから、芸術文化ゾーン拠点創出事業費ということで、これは財団のほうに補助するということになっていますけれども、OPAMがオープンをして1年たって、さらに多分これから、この拠点づくりというのはもっと力を入れていくべきなのかなというふうに思うんですけれども、次年度以降の考え方をお伺いをしたいと思います。

それと、先ほどの老朽空き家対策促進事業なんですけれども、国が判断基準を設けていない背景というのは何かあるんでしょうか。これはよその県でも、各都道府県単位につくるというものになっているのか、これは本県独自のものなのかということと、ここでつくられた基準というのは、その後の勧告や行政代執行する際の法的な根拠になり得るものなのかどうなのか、その辺の位置づけについて伺いたいと思います。

それから、国際航空路線拡充定着化、あるいはチャーター、もしくは国内航空対策事業ということで、これからさらにインバウンドを初めとしてツーリズムに力を入れていくという中で、航空路線というのが非常に重要な意味を持つと思うんですが、具体的に今回の場合は、定着のためということで書かれていますけれども、さらに拡充していくための次年度の具体的な計画や取り組みというのがあれば、お伺いをしたいと思います。

最後に、これは農林水産の予特のときにもお話をしたんですが、今、観光の素材磨きということで、観光施設や観光地そのものの磨きの事業というのが入っているんですけれども、もう1つの観光素材である食、県内各地域にある特徴を持った食のほうの磨きだとか情報発信というのが、商工労働になるのか、あるいは農林水産になるのかということでちょっとわからないんですが、今年度の予算を見ている限り、その部分がほとんど取り上げられていないなという気がしています。

この食の磨きと情報発信についてどのように取り扱われるのかということが1つと、それから焼酎、これ農林水産でも言ったんですけれども、これから国内外からお客さんが来て飲食店に入ったときに、大分県内はほとんどのお酒の銘柄が、メニューが、宮崎県産の焼酎がトップに来ているんですね。これはやっぱり九州全体としても、それぞれの県の焼酎なりお酒なりというのは食の大きな魅力の1つだと思うので、この辺をもっと考えていく必要があるんではないかなという気がしています。

農林水産のときに言いましたけれども、大体小売り価格ベースでいくと130億円ぐらいの市場が県内であるというふうに推定できるので、農林水産の場合は農林水産物の付加価値の創造という観点、商工労働の場合は地場企業の振興という観点、そしてまたこちらの部の中では、やっぱり観光振興、食の素材磨きという観点で、連携して取り組む必要があると思うんですけれども、その辺のお考えがあればお伺いしたいと思います。

堀国際政策課長 ではまず最初に、海外のネットワークづくりということで、主に県人会のことでご提案いただきましたけれども、海外の県人会、今26の県人会を把握しておりまして、連絡は密にとっておりますけれども、県人会の方から現地の情報をいただくことは非常に大きなことでございまして、ビジネスのこともあり、または災害に遭ったときの、

今どんな状況かとかそういうのをすぐ連絡をとったりとかしております。

過去ありましたアジア県人会サミットだったと思うんですけれども、10年前に5年間 ぐらい、アジアの県人会長さんに集まっていただいて、パネルディスカッションをして情 報提供をしていただいたことがあったかと思うんですけれども、皆さん日程調整とか、あ とコストの関係でやっぱりなかなか開くのが難しいということだったと伺っております。

ただ、例えば昨年3月には中国で、香港を含めて4つの県人会があるんですけれども、一堂上海に集まって、皆さんで意見交換をされて、我々も出かけました。また、県人会長さんが大分に来られたときに、こちらにアジアビジネス研究会というのをつくっておりますけれども、そこで現地の情報を講演していただいたり、そういう形で事あるごとに情報をいただいているところでございます。

以上です。

廣瀬景観・まちづくり室長 先ほど老朽空き家対策の関係でご質問をいただきました。

まず、空家特措法の前提といいますか、先ほどちょっと説明いたしましたけれども、勧告した場合、市町村長ですね。それと、所有者の方の固定資産税が更地並みになります。ということは、実際6倍の固定資産税になるということで、かなり処分がしづらくなります。市町村としては、非常にその辺のところで、法的にはできるのであるけれども、ちょっと二の足を踏むところがあります。市町村の方といろんな会議をする中で、何か判断基準が欲しいということで、今回そういった取り組みを始めようとしたところです。

先ほど言いました国のほうは、特措法ができたときにガイドラインとして、その中で先ほど言いました特定空き家の中身は何かと4つほどありまして、そのまま放置したら倒壊のおそれがある状態のものとか、そのまま放置するのは衛生上汚い、そのまま放置したら周辺に迷惑をかけるんじゃないか、そういった非常に漠然とした基準、そういった形しか示されていませんので、今回私どものほうはもっと明確に、建築士なんかの専門家を入れた中でその空き家というのはどういった状態なのかを数値化した形で示しております。そういった取り組みとかは、全国でも初めての取り組みだと思っております。

それで、それが法的な根拠になるのかどうかというお話ですけれども、少なくとも、何もないままで勧告をするということは市町村として非常につらい。こういった統一的な基準を県と市町村の専門家でこれを定めたというところで、まず基本的に争えるのではないかという判断であります。

以上です。

土田交通政策課長 国際線の拡充、拡大についてご質問をいただきました。

まず、国際線の拡充と言ったときに1番やはり重要なのは、路線の充実という観点でございます。充実の中には2つあると考えていまして、既存路線の充実ということで増便であるとかスケジュールをよくするとか、そういう観点がございます。その観点では、先日ティーウェイ航空さんが週2便増便をしていただけるという発表がございましたので、これまで週4便だったのが週6便ということで、1社態勢では6便を走っていただくのは初めてでありますので、こうした取り組みをまず進めたいと思ってございます。

もう一方で、新しい路線を誘致する、これも非常に重要なことであります。一方で新しい定期便ということになると、エアラインとしては手順がやはりありまして、チャーター便で市場の動向をきちんと把握した上で、これで定期便でもきちんと収支が稼げるなとい

うのを判断した上で定期便ということになってまいりますので、そういった意味では、チャーター便をまず誘致をして、テストをしていただくというのが重要だと思っております。 その中で、昨年は台湾のマンダリン航空というチャイナエアラインの100%子会社が、台中-大分間で、プログラムチャーターということで2カ月間で便数を決めて飛んでいただきます。

まずは、その実績がございますので、今後は、台湾にまずは注力をして、そのチャーターを引き続き実施していただいて、テストをしていただいて、定期便の転換する能力というか市場があるというのをぜひ証明をして定期便化につなげていきたい。

その他の地域につきまして、例えば香港でありますとか中国本土でありますとか、県の 海外戦略に定めている国々については、そうしたチャーターの芽があるかどうかを含めて、 きちんと動向を探っていきたいというふうに考えてございます。

佐藤芸術文化振興課長 芸術文化ゾーン拠点創出事業でございます。その財団が行っています芸術文化ゾーンの取り組みについてご説明いたします。

まず1つが、美術館、それから総合文化センターを中心とするゾーンの近隣商店街等の連携ということで、七夕スターライトエクスプレスとかハートオブクリスマスといったイベントを、商店街と一体となって開催をしております。今後もこうしたイベントは開催をしていく方向で、今検討をしているところです。

それから、県内の公立文化施設、それから県内の美術館、博物館との連携ということで、公立文化施設と一緒に公演情報等をホームページで公開したりといったような取り組みをこれまでしているところですが、今後は、協働のほうをさらに拡充したりとか、職員の研修を開催したり、そうしたことを広めていきたいというふうに考えています。

またそのほか、美術館、それから総合文化センター相互の連携として、美術館の企画展と連動した演奏会の開催なども、今後検討をしているところでございます。 以上です。

細川観光・地域振興課長 おんせん県おおいた味力も満載の味力のご質問でございます。 昨年のデスティネーションキャンペーンでの反省から1つ挙げられるのが、この地域磨 きの食でございます。これについては、我々も課題と思っておりまして、1つは魅力向上、 県内の旅館とかホテル、魅力的な宿泊施設はかなりランクが上に来ているんですけれども、 いわゆる旅館ホテルの料理部門のランキング、これはまだまだという状況であります。

例えば、観光経済新聞社が主催した人気温泉の旅館ホテルの料理100選というのがあるんですけど、この中に、大分県内では3カ所しか入っていないというような状況にあります。ベストテンには由布院玉の湯だけということでございますので、温泉旅館のランキングはずっと、少し落ちていっているので、ここは何とかしなければいけない。そのためにやっぱりおんせん県の魅力を総合的に提供する旅館ホテルで、味の訴求力を高める方策の研究が必要だなというふうに考えております。

もう1つは、味力の発信が必要だと。素材、料理そのものはかなりレベルの高いものがあるんですけれども、ここはうまく訴求できていない。訴求できていれば、県内の水産物の拠点である、例えば臼杵とか、津久見とか、こういうところにも足が向くのではないかと。

大分で、これだというのがなかなか思いつかない、いわゆるブランドイメージになって

いないというのが1つあると思います。例えば、福岡であったらラーメンとか、長崎だったらチャンポンとか、そういうのがまだまだないという状況でありますので、これをやっぱり地道に掘り下げていかなければいけないというふうに思っております。

デスティネーションキャンペーンでは、例えば伊勢えび列車、これかなり人気でございました。佐伯、延岡でやったんですけど、最近ではから揚げ、これも非常に人気になっております。地元が気づかなかった地獄蒸し、これが非常にブレイクしていると。そういう素材がありますので、そこのところを農林水産部とうまく連携して情報発信をしていかなきゃならないということで、地域磨きの中に、おんせん県魅力向上発信の事業を盛り込んでおります、250万円ですけれども。例えば、農林水産部の食材が旬に入ったときに合わせてキャンペーンをやっていこうということを考えております。旬の食材を県外のフェアでPRするとき、旅行商品もあわせて消費者に訴求していけないかとかを農林水産部と連携して今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

藤田委員 老朽空き家対策の基準って、本当にそういう意味では市町村と県が一体となって、万が一裁判になったときにはバックアップするぞという意味をあらわす意味でも重要だなというのは改めて理解できましたので。全国に先駆けて規範となるようなものをぜひつくっていただければと思います。

それから、文化芸術関係の地元の商店街との連携という意味では、進撃の巨人展のときはすごかったですよね。もうほとんど中心部の商店街が同じようにポスターを掲げて、お店の中の営業にもかなり反映させたようなやり方、Tシャツも含めてやっていたので。それが最近何かちょっと、ああいう話題性のあるものでは展示がなくなってきたからかもしれませんけれども、単にポスターがどんと置かれているだけという感じがしていますので、常に展示があるごとに、企画会議のようなものをやりながらローリングをして、ぜひ、常に新鮮な動きができるような体制をつくっていただきたいなというのは要望としてさせていただきたいと思います。

それから、今の食の味力250万円、ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、焼酎に関していうと、本当に、行った店で「焼酎何がありますか」と聞くんですけれども、ほぼ100%の店が黒何とかから始まるんですよ。これはやっぱり焼酎県としていかがなものかなという気がするんですね。「焼酎何がありますか」と言ったら、やっぱりそこの地の焼酎の名前をまず最初に、地元のおいしいこういう焼酎がありますよ、それで最後に黒霧もあります、あ、言っちゃいました。(笑声)そういう文化をやっぱりつくる必要があるんではないかなという気がしますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

細川観光・地域振興課長 デスティネーションキャンペーンでも、旅館組合と酒造メーカーがタイアップして、この料理に合うお酒、焼酎だけじゃないですけれども、そういうセットで旅行商品をつくりました。今後、そういう動きを地道にやっていかないと、やっぱり大分の食に大分の酒、大分の焼酎が合うんだということを、県民も知っていただいて、旅行者にPRをしていかないと、なかなか定着しないという状況にありますので、そこは引き続き旅館ホテル組合と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

元吉委員 関連で申しわけないんですけど、去年タイに行ったときに、県人会の会長さん

とお会いしてお話をしたときに、物すごく怒られました。

何かというと、何か前もあったんだけど、時間を割いて皆来て、後はナシのつぶてだと。もう二度と大分県から言われたってしないよというぐらい、物すごく厳しいお叱りを実は受けたんですけれども、中国で今度やるというのに、やるのであれば、やっぱり相手方に後の対応をきちんとするなり返答するなりとかいうことをやらないと、ちょっと1回、2回もの試しでやって、逆に県に対する不信感が募るというような結果になるんじゃないかなと思うので、やる目的が県の側に何があるかということをちゃんと持って臨まないと。

例えば輸出だとか、例えばインバウンドだとかいうものについて皆さんの力を借りたいんだとか、情報が欲しいんだとかいう県の目的、事業目的を持ってやれば、後のコンタクトもとれていくと思うんですけど。ただ行って意見交換して、せっかく県からわざわざ来てくれたんでということで、向こうの人たちはいろんなことを教えてくれるし、またこうやったらいいですよという意見が出てくると思うんですけど、それに対して何ひとつ対応もしない、結果も進捗も連絡しないというのであれば、逆にタイの県人会みたいに、もう県が来たって一切知らんよというようなかんかんな態度になるということに、ぜひ留意をしていただいたほうがいいかなというふうに思います。

それと、解体のことなんですけど、正直言いまして、私は仕事がら結構あれなんですけど、1番のネックがやっぱり固定資産税が上がるということで、例えば、古家を、子供さんたちがおらんで、周りに迷惑をかけるから壊さないかんなという気持ちはあると思うんですけど、それを頑として壊したくないという最大の理由がやっぱりそこにあると思うんですよ。次の流用が決まっている、あるいは売り先が決まっているとか、あるいはほかの使い方をするんだというのが決まっておれば別ですけど、そうでなかったら朽ち果てるまで放っておくというのがほとんどの国民の意識かなというふうに思っているので、ここは、やっぱり国に対して抜本的な税法の改正だとか、あるいは解体を促すような施策というものを見直してもらわないと、本当に親から受け継いで持っている人たちは、要りもせん財産を相続してというような感覚で、田舎では、なおさらなんですよ。

そうすると、どんどん幽霊屋敷のような危険家屋ばっかりがふえていくというのが実態ではないかと思うんですよ。そして、最終的には行政代執行をやって税金を使ってやらないかんというようなことになるので、やっぱりそこの税法の問題、あるいは解体したらこういう恩典もあるぞというものを国自体に考えていただかないと、田舎に行きゃ行くほどぼろぼろの家が建ち残っていくということになると思うので、そこはぜひ何か、そういう働きかけをしていただきたいなと思います。

以上です。

堀国際政策課長 その件は余り承知していないんですけど、確かに1年ぐらいは会っていないんですけれども、しっかり連絡をとってしていきたいと思っております。

守永委員 細かい話にもなってしまうかもしれないんですけれども、こちらの予算概要で、14ページの県立芸術文化短期大学の中で、これから工事に入っていく中で、文化財調査がここに挙がっているんですけれども、どういう内容の調査が想定されるのかというのと、これが工期そのものに影響を及ぼす可能性がないのかどうかというのを確認しておきたいと思います。

それと、概要の44ページの移住者居住支援事業費の中のおためし居住については、予

特でも質問が挙げられていたんですけれども、来年1,500万円の予算でおためし居住の整備を上げられているんですけれども、これは、何戸分を想定しているのか、標準事業費があれば割り出せると思うんですけれども。

それと、もし県下全域でもう少しおためし居住できるような整備をしたいというふうな 要望が出たときに、予算をふやせる余地、補正をかける余地というのがあるのかどうか、 その辺を教えていただきたいと思います。

それと、先ほどの質問に関連してなんですけれども、大型コンサートに関する質問が衛藤委員からありましたけれども、この大型コンサートの誘致に関しては、何年先を見ないと誘致という計画が立てられないものなのかというのが実情がわからないので、もしわかれば教えていただきたいと思います。

例えば、Jリーグの日程を縫ってという誘致をする場合に、J1、J2、J3で日程がそもそもかなり違いますので、J3に落ちたからちょっと期間が空くので誘致できるけどといっても、1年や半年そこらで誘致できるものじゃないでしょうから、その辺のタイミングを想定したときに、どのくらい先のものまで大型コンサートというのは見通していかなきゃいけないものなのかというのを教えていただきたいと思います。

以上です。

中島審議監兼政策企画課長 芸術文化短期大学の埋蔵文化財の調査でございますけれども、 これから基本的には新築をしていくところを中心に主に文化財の調査をしていくことにな ります。

これについては29年度、30年度、31年度と引き続きやっていくわけですけれども、これまでにも現に物が建っていますし、この整備計画を進める前にも事前の調査といったところは若干しておりますので、ただ、これもやってみないと、1回しっかり掘ってみないとわからない部分がございます。

ただ、今までの調査であれば、その工事のスケジュールに大きな支障はないのではないかというふうには思っておりますけれども、これは先ほど申し上げたように最終段階のところは今後の調査次第というところでございます。

廣瀬景観・まちづくり室長 おためし居住施設の件でお尋ねがありましたけれども、何戸分だということですが、今のところ3 戸分、1 戸5 0 0 万円の補助という形を考えています。市町村が空き家などを改修する場合、大体1 千万円ぐらいを想定していまして、その2 分の1 を輔助します。

ただ、基本的に予算の枠の中でどう動くかというのがありますので、当然例えば今後やりながら、1,500万円の枠の中で考えていきたいと考えております。

細川観光・地域振興課長 大型コンサートの件でございますが、これはイベントの種類によってかなり違うと思うんですが、当然1年前には決まっている。これはMICEも同じですけれども、1年前の総会で議決する。したがってその前から計画は上がっているという状況になるので、そこをいち早く情報をつかめるかどうかが1つと、大銀ドームの場合はJリーグ優先でございますので、その日程がその後に決まるというのもデメリットの1つになっているとお聞きしております。早目にどういうところがあいて確保できるかということを提示できるかというのが1つ大きいメルクマールになってくると思います。

ビーコンプラザは、もともと事業、いわゆるイベントのためにつくった施設ですから、

これは比較的こちら側で決めることができるんですが、例えば大分市が持っているホルトホール、これは市民優先ですので、いかにいい施設があっても市民の方が使いたいと言えばそちらが優先になるというようなことで、その施設によってもその辺の考え方が全然違うと。したがって、そういう施設みんな集まって、それぞれ融通をきかせながらイベントをはめ込んでいるというのが実情です。

先ほども言いましたけれども、やはり早く情報をとってそこにアタックをうまくできるかが、1つ焦点と思っております。

守永委員 ありがとうございます。最後の大型コンサートの部分は衛藤委員のほうからもいろいろ話はあったんですけれども、やはりあいている時期、シーズンに対してどれだけアピールして持ってこれるかということと、どうしてもお客がその施設の周辺に人口が多いからというふうなことで考えがちだし、どうしてもそれに、そうですよね、大分は少ないですからねというふうな話になってしまいがちなんですけれども、そしたら、実際EXILEのコンサートでも福岡、小倉あたりから多くのお客さんが来たと思うんです。いわゆる、そこでやればよそから引っ張ってこれますよ。逆に、大分県の商店街の方々は、よそから来てくれるほうが活性化にはなるという部分もありますので、そういった感覚での呼び込みなり誘致というのも必要じゃないかなと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

嶋委員長 時間も下がっておりますので、私からは1点だけお尋ねをしたいと思います。

九州の東の玄関口としての拠点づくりということで幾つかの事業、あるいは検討が来年 度出されるわけですが、本会議でも知事から答弁があったように、別府港については、人 の流れの拠点としてこれから別府港の将来図というのを描いていこうというお話がござい ました。

別府港の再編整備は大変ありがたいことですが、東の玄関口としての拠点を整備していこうということなら、別府港と西大分港の役割分担というか、ここら辺も整理をしておかなくてはいけないのかなと思います。車で移動すれば15分のところに、一方では大阪南港、一方には神戸港にフェリーが就航しているわけですが、玄関口の拠点としての競争力を高めていくには、集約をしていくということも念頭にいろんなことを協議していかなくてはいけないと思います。

私が別府だからこんなことを言っているわけではなくて、大分県の玄関口としての拠点づくりという観点でそういうことも考えていくべきだと思いますが、そういう問題意識はございますか。

土田交通政策課長 来年度、いろいろな関係者の皆様を集めさせていただいて、別府港を含めて、ほかの拠点となり得る場所、つまりおっしゃっていただいた西大分地区でありますとか、大分港もほかには大在地区もございますし、中津とか佐伯とかのほかの港、さらには大分空港もございます。そういった人と物の流れの拠点となり得る場所についてどのような役割分担が必要なのか、どういう役割を与えていくべきなのかということについても戦略というものをつくる中できちんと議論をしていきたいと思っております。

委員おっしゃいました別府と西大分についても、同じフェリー会社がそれぞれ別府と西 大分に着いているであるとか、きちんと整理をしなければいけないものでももちろんござ いますので、そこをきちんと認識した上で、来年度、検討の中で消化していきたいという ふうに考えてございます。

嶋委員長 私が申し上げたいのは、別府港の再編整備を検討していく中で、別府市と観光 関係者の皆さんによる検討会で議論を重ねていくということですけど、もっと広く関係の 方に集まっていただいて、もっと大きな視野で議論をしてほしいなというお願いをしたい というところでございまして、私が言っているのが人の流れの拠点づくりのことです。物 はこっちに置いておいて、人の流れの拠点になっているのは、今、別府と西大分ですから、 その辺でちょっとお尋ねをしたかったんですが。

土田交通政策課長 まさに、別府港だけとった場合でも、おっしゃいましたように観光以外にも、そもそもにぎわいづくり、にぎわいの場としての港としてどうあるべきかというまちづくりの観点であるとか、あるいは今、別府交通センターという商業施設もございますので、そういった買い物の拠点となるような場所としての機能もどうあるべきかということも論点としてございますので、集まる、議論をする場としては、観光関係者だけではなくて、そのまちづくりの観点であるとか、そういう商業、経済の観点も含めて皆さんに集まっていただいてきちんと議論をしたいと思います。

嶋委員長 別府港の再編整備だけを考える小さな議論をするのではなくて、もっと大きな 議論をする議論の場所をつくるべきだと、こう申し上げているのであって、ちょっとかみ 合っていないですが。

土田交通政策課長 全体像については、まず県のほうで幹部とメンバーの検討の場の設定をしたいというふうに思ってございますし、その場においていろいろな項目で議論を進める中では、コンサルタントの皆さんであるとか、観光以外の皆さんの、物流であるとかそういったまちづくりの観点とかという専門家の皆さん、学識経験を含めた専門家の皆さんの意見を聞きながら全体の、別府港以外の港の拠点づくりについても、きちんと議論をしていただいて、戦略をまとめていきたいというふうに思っております。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

佐藤芸術文化振興課長 大分県文化創造戦略についてご報告します。総務企画委員会資料 の2ページをごらんください。

県ではこれまで、平成17年に策定した大分県文化振興基本方針を文化振興施策の大綱として、各施策を進めてまいりました。しかしながら基本方針の策定後、創造県おおいたの推進、県立美術館の開館や国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の開催内定など、県の芸術文化を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした動きの中で、基本方針のアクションプランとして大分県文化創造戦略を策定することとし、作業を進めてきましたが、今回、成案がまとまりましたので、内容をご報告します。

資料の2ページ、戦略の目標をごらんください。

県内各地で展開されている多彩な芸術文化活動や、歴史と風土に育まれた文化財・伝統文化を優れた地域資源として捉え、観光や産業振興、地域づくり、人材育成など多面的に活用し、創造県おおいたを実現し、地方創生の一助となるよう、芸術文化の振興による地域振興・地域活性化を図ることを目標としています。

戦略の実施期間は、社会情勢の変化に応じて機動的に見直しができるよう、平成28年度から30年度までの3年間としました。

資料の右側をごらんください。

本戦略では、目標達成のために、5つの重点戦略を設定し、重点戦略ごとに主な取り組 み項目を整理しています。

重点戦略1芸術文化を享受できる機会の提供では、県民芸術文化祭や別府アルゲリッチ音楽祭等の開催による多彩で優れた芸術文化に触れる機会の提供、国民文化祭の開催や別府混浴温泉世界など、県内に広がりつつあるアートイベントの支援を通じた県民参加による芸術文化活動の推進、文化財・伝統文化の保存・活用の3つが主な取り組み項目です。

重点戦略2芸術文化ゾーンにおける芸術文化の創造及びネットワークの構築では、県立 美術館、県立総合文化センターにおける鑑賞・創作機会の提供や、県内の芸術文化施設な どとのネットワーク化など芸術文化ゾーンを拠点とした広範な団体とのネットワーク構築 の2つを主な取り組み項目としています。

重点戦略3創造性を生かした教育、産業、福祉などの課題対応、地域づくりの展開では、芸術文化に関する教育普及活動の推進や障害者アートの支援などの芸術文化の持つ創造性を活用した行政課題への対応、芸術文化を地域資源として活用した観光・地域振興の推進など芸術文化の創造性を生かした地域づくりの推進の2つが主な取り組み項目です。

重点戦略 4 次代を担う人材やアートマネジメント人材の育成では、アーティストやクリエイターなどの人材育成の推進など芸術文化を創造し支える人づくり、子どもたちが本物の芸術文化に触れる機会の充実を図るなどの取り組みを通じた次代の芸術文化の担い手づくり、文化財に親しむよう鑑賞・体験する機会を充実するなど文化財・伝統文化の継承の3 つが主な取り組み項目です。

重点戦略 5 国民文化祭や東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムを見据えた 展開では、国民文化祭の準備や県内各地で展開されている芸術文化活動の魅力を情報発信 する取り組みなど平成 3 0 年国民文化祭等に向けた本県独自の文化イベントや文化プログ ラムの構築・推進、芸術文化活動団体の基盤強化の推進などの文化イベントや文化プログ ラムの地域展開を見据えた体制整備や人材育成の推進の 2 つを主に取り組みます。

なお、お手元にお配りしている戦略の10ページ以降には、各部局が本戦略に基づいて 来年度取り組む予定にしている事業等を記載しています。これについては、毎年度更新し ていきます。

以上で説明を終わります。

磯田地域活力応援室長 山村振興基本方針書についてご報告します。お手元の別添資料山村振興対策の概要に沿って説明します。

まず、これまでの山村振興対策の経緯と目的を申し上げます。資料左側上段をごらんください。

昭和40年に山村振興法が制定されて以降、50年間にわたって交通や通信、産業基盤や生活環境の整備、国土保全等の振興施策が実施されてきました。しかし、依然として森林等の保全や魅力ある地域社会の形成、地域間交流の促進等による定住の促進等多くの課題が残されており、これらの克服と、地域の自立的発展に向け一層の施策の推進が重要であることから、平成27年3月に法改正がなされました。今回は、この法律に基づき、新

たに県の方針書を改訂するものでございます。

各市町村におきましては、県の方針書に従って、より具体的な振興計画をつくる手順になっております。

次に、県内の現状をご説明します。資料左側中段をごらんください。

本県には大分市や中津市など14市町に61地区の振興山村が指定されています。この うち、資料下段にあるように、大分市、中津市、佐伯市、杵築市、由布市、九重町の5市 1町は、平成17年度に策定した県の山村振興基本方針に基づき、山村振興計画を策定し ており、今後日田市も計画をつくる動きがあります。

次に、今回の法改正の内容を説明します。資料右側上段をごらんください。

平成27年3月の法改正では、法期限の10年間延長になり基本理念や配慮規定が追加され、山村振興計画を策定している市町を対象とした税制上の措置及び予算上の措置として新たに定額補助上限1千万円のソフト事業、山村活性化支援交付金が創設されたところです。

このため、県では、国の技術的助言のもと県庁内関係各課及び14市町と調整を行うとともに、2月にパブリックコメントを行い、県民の皆さんの意見もいただき山村振興基本方針書の案を作成したところでございます。

今回策定する山村振興基本方針書の内容について説明します。資料右側中段をごらんください。

策定にあたっては、今般の法改正内容と、大分県長期総合計画の基本目標県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県及び健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県、いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県、人を育み基盤を整え発展する大分県の3つの視点を反映させ地域資源の活用に係る施策に関する基本事項や高齢者福祉施策に関する基本的事項を追加しました。

具体的には、地域資源の活用に係る施策に関する基本事項については、国東半島宇佐地域世界農業遺産の保全継承とブランド力の強化や地熱、温泉熱など再生可能エネルギーを利用した地域資源の活用促進を行います。

また、高齢者福祉施策に関する基本的事項については、一人暮らし高齢者世帯等に対する生活支援、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の推進、こういったことが盛り込まれております。

最後に、本方針書は、報告終了後、法律の規定に基づき、国へ提出します。 以上でございます。

嶋委員長 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告についてご質疑はありませんか。

井上副委員長 山村振興の件で、昨年も言ったんですけど、やっぱり情報基盤の政策的な施策ですね。やっぱりICTとかをもう少し、田舎にどんどん、光ファイバーも利用して、それをもう少し推進すべきだと思うし、皆さん方はそういった情報を持っているわけですから、市のほうに、もう少しやれというそういったハッパをかけてやってほしいね。

やっぱりそのことになると、相当、住民の意識も変わりますよ。私たちもよくわからん ことがあるけれども、これをやることによって、相当私は活性化できると思う。

ご存じのように、徳島県上勝町あたりがインターネットを使ってすごく情報を発信して、

お年寄りの方が、いわゆる葉っぱを利用してそういう流通に乗せたり、それはやっぱり1 人の指導者がいるからなんですよ。そういったことを考えると、やっぱり早道は、インタ ーネットをもう少し地方のほうに普及すべきだと思いますね。どうですか。

磯田地域活力応援室長 今回のこの方針の中では、14ページ、15ページにICT関係の推進につきまして、さらに記述が加えられたところでございます。これは、商工労働部のほうと協議をしながら、このことについては大分県の強みであるということで、しっかり記載をしていただきました。

これにつきましては、ご指摘いただきましたように、市町村に非常に重要になりますので、市町村のほうにもこれを参考にということで、これからも話をしてまいりますが、既に日田市のほうからは、これに従って新たに策定していきたいというような話が今出てきたので、一緒に協議をしながら、中身をよく見ていきたいと思っております。 (「はい、お願いします」と言う者あり)

元吉委員 質問ではないんですけど、これの方針の6ページの、宇佐市のところの西馬城村というのは、宇佐市じゃないから安心院町が入っているけど、どっちなのかな。西馬城村というのは宇佐市ということで間違いはないかな、どうですか。

磯田地域活力応援室長 国の資料でつくっていただいたものなんですけれども、それは確認をしてみたいと思います。(「西馬城といったら宇佐市よ、西馬城小学校」、「安心院にかかっているじゃないですか」、「あ、その部分」、「うんうん」と言う者あり)。

元吉委員 ごめんなさい、わかりました。守永委員に教えてもらいました。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これで諸般の報告は終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

[委員長挨拶]

〔廣瀬企画振興部長挨拶〕

嶋委員長 それでは、以上をもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。 執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

[企画振興部退室、総務部入室]

嶋委員長 これより総務部関係の審査に入ります。

まず、文教警察委員会から合い議のありました第44号議案学校教育法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第44号議案学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備のうち、本委員会合い議分につきましてご説明申し上げます。議案書の281ページ、 説明資料の1ページをお開き願います。

このたび、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として設ける学校教育法等の改正が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

これらに伴い、今回関係条例を整備するものでありますが、この総務企画委員会でご審議いただく条例は、資料の中の改正が必要な条例に記載しております1の職員の給与に関する条例、2の職員のへき地手当等に関する条例の2本でございます。

いずれの条例についても、現行、小学校、中学校と規定している学校の種類に、新たに 義務教育学校を加えるという内容であります。

なお、施行期日については、法の施行期日と同じ平成28年4月1日としております。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑等もないので質疑を終わり、採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

続いて、付託案件の審査に入ります。

まず、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について 執行部の説明を求めます。

島田総務部長 それでは、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分についてご説明申し上げます。

歳入全般につきましては、去る3月10日の予算特別委員会において説明いたしました ので、本日は省略させていただきます。

それでは、総務部関係の歳出予算について説明をいたします。お手元の総務企画委員会 説明資料の2ページをお開きください。

平成28年度一般会計当初予算案総務部歳出予算総括表の1番下、合計欄の左から2列目にありますとおり、平成28年度当初予算額は1,644億1,224万2千円を計上しています。

その右の27年度7月補正後予算額1,630億7,721万6千円と比較しますと、13億3,502万6千円、率にして0.8%の増となります。

主な新規事業等につきましては、予算特別委員会で説明しましたので、その他の事業について、平成28年度予算に関する説明書により説明いたします。

124ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費の第4目文書費ですが、表の中ほど、事業名欄の上から 4つ目、行政不服審査会事務費120万8千円は、本年4月1日から改正行政不服審査法 が施行されることに伴い、新たに設置する大分県行政不服審査会の運営に要する経費を計 上するものです。

128ページをお開き願います。

第7目財産管理費ですが、事業名欄の2つ目、県有建築物保全推進事業529万9千円は、大分県公共施設等総合管理指針に基づき、県有建築物の工事履歴や点検結果等の施設保全情報を一元管理することにより、施設管理の最適化に取り組むものです。

次に、161ページをお開きください。

第4項市町村振興費第2目自治振興費ですが、事業名欄地方自治振興事業費6億6,2

42万7千円は、公益財団法人大分県市町村振興協会が行う市町村への貸付事業の原資などとするため、市町村振興宝くじの収益金を財源とし、財団に対し交付するものです。

次に、163ページをお開きください。

第5項選挙費第3目参議院議員選挙費ですが、事業名欄参議院議員選挙執行経費5億6, 775万8千円は、本年7月25日に任期が満了します参議院議員選挙の執行に要する経 費です。

なお、同じページの事業名欄の1番上、明るい選挙推進事業費及びその下の参議院議員 選挙臨時啓発事業費により、有権者への啓発に取り組みます。

以上で、総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されております。 この法律案が可決・成立した場合、本年4月1日から施行される規定がありますことから、 当該部分に関係する大分県税条例を専決処分により改正させていただきたいと考えており ます。詳細については、後ほど、税務課長からご説明いたします。

また、27年度一般会計予算につきまして、歳入では、地方交付税や県債、財産収入、 歳出では、退職手当の確定や地方創生加速化交付金の国の配分状況などを踏まえ、必要に 応じて、3月末に補正の専決処分をさせていただくこととなりますので、あわせてよろし くお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

衛藤委員 昨年の12月に一般質問をさせていただいたんですが、市町村との人事交流について、その後の進捗について状況を教えていただきたいんですけれども、きょうが異動の内示日だったので、予算委員会のときに土居委員の質問に対しては、まだ人数を言えないというお話だったんですけど、きょうおっしゃっていただくことは可能でしょうか。

渡辺市町村振興課長 ただいま衛藤委員からご質問いただきました点について最新の状況をお話しさせていただきますと、内示日で市町村においても人事が整ったということもありまして、今年度は8名の市町村からの受け入れですが、実務研修生の数が16名に倍増いたします。数も13市から16名参りまして、特に、大分市から初めて、旧大分市ですが、その1名も含めまして、そういった形でご指摘の人事面での交流というのは非常に進んだというふうに感じておりますし、これを単なるゴールとせずに予算の中でも500万余いただいております市町村創生人材育成事業ということで、県職員と一緒になって政策を研究して、地に足をつけて連携を深めていきたいと思います。

衛藤委員 基本的に質問と同じ形で進めていただいて大変感謝しております。また今後と も、さらにこの流れを一層加速していっていただければと思います。どうぞよろしくお願 いします。

守永委員 先般、予特で説明いただいた予算概要の29ページになるんですけれども、新会計システム開発事業費で国の統一基準に合わせていくんだと。そのためのシステム改修を行うということだったんですけれども、この新会計基準に移行することの自治体におけるメリットというのがどこにあるのかというのを、教えていただきたいんですが。

大友財政課長 まず、公会計については、平成19年の決算から、いわゆる国の現状の決 算統計というデータをベースにそれを加工して、一般的に公会計という形での整備をして 発表をさせていただいております。今回それだと各県ごとに仕組みが違ったりということで客観的な比較ができない等々の課題があって、国のほうから統一の基準ということで一昨年、26年4月に基準が示されました。それに基づいて、27年、28年、29年の3カ年で、各自治体でそういうシステムをつくって公表するようにということが言われております。それに基づいて今システム、あるいは財務会計との連携、システムを構築することでそういう資料をつくろうという作業をしております。

そのメリットという部分につきましては、今申し上げましたように、これまでいろんな 各県でばらばらというか統一的な基準じゃなかった分があったので、しっかりとした比較 ができなかったということがあります。

例えば、施設ごとにどういった経費がかかっていて、どういった維持管理費がかかっている。それを各県の類似の施設と比較することによって、より効率的な運営ができるんじゃないかとかいうこともありますし、あるいはセグメントといってある分野、環境行政なら環境行政という分野について、各県と比較したときにどれくらいの経費がかかり過ぎている、かかり過ぎていない、効率的にどうすればいいかといったことが比較できますので、そういったものが比較できるということ。

なおかつ、それをしっかりと使えるというふうにならないといけないので、各職員の財務会計に対する知識とかそういうこともあわせて教育、研修を進めていきたいというふうに考えております。

元吉委員 義務教育学校の件でお伺いしたいんですけど、私も過去に1回ぐらい質問をしたことがあるんですけれども、今回また、今回というか質問の機会にぜひまたやりたいと思うんですけど、具体的に何かこれに対して県として、今の小中のあり方じゃない方向で進めようかとかいう、何か動きはありますか。

藤原人事課長 今現在、義務教育学校の検討に関して、28年4月からというところは即座にはないようであります。ただ、早ければ29年4月から数校が移行するということも含めて検討中であるということは教育委員会からお聞きしています。

志村委員外議員 別府市役所で生活保護に対してパチンコ店へ出入りする方について、不 支給にするとかいうことをされたんだけれども、当然に国のほうから指導があってやめた と、こういうふうになりましたですよね。これはやっぱりまずいと思うんですよね、県民 にとってもですね。

そこは、県は、法務室を持っているわけですから、市町村との連絡協議会というか、ここをもう少し緻密にやるような組織というか機関というか、それを運営できるような、そこをちょっとやっていかないといかんのじゃないかなということで、市町村振興課のほうで何かそういう個々に反映できるようなものがあるのかどうか。なければ今後の見通しだけでも、お聞かせいただきたいと思いまして。

渡辺市町村振興課長 貴重なご指摘ありがとうございます。

まず、一般論でございますけれども、市町村が各種取り組みをする際に、法令上どういうふうな根拠があるかとか、そういったことについては、一次的には市町村が判断することでありますし、グレーゾーンとか難しいものについては、どんどん市町村振興課に相談してくださいということで、うちのほうから助言をさせていただいております。

また、あわせて、総括的な立場としての市町村の窓口というのは市町村振興課の助言と

あわせて、各分野ごとに担当課が、その事業課と連携して自分たちで進めるところを相談 してやっていくところというのを一般論としてはやっております。

本件につきましては、なかなか難しい観点でもありまして、きちんとしたその点についての県としての助言ですとか国への相談というのが整備できていない部分がありましたので、これをちょっと1つの契機にしまして、今後各分野担当課、そして、取りまとめ課としての市町村振興課か、どうやって丁寧に助言できるのかをきちんと考えて、具体的な対応をしていきたいと思います。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより企画振興部関係部分及び各 局関係部分を含め採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号議案平成28年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を 求めます。

大友財政課長 第2号議案平成28年度大分県公債管理特別会計予算について、ご説明申 し上げます。

お手元の平成28年度予算に関する説明書の521ページをお開き願います。

この特別会計は、公債費の経理の明確化と一般会計予算の規模の正確化を図る観点から、 平成17年度に設置したもので、その財源は、一般会計及び減債基金からの繰入金と県債、 借換債ですが、それを財源としております。

予算額は、総括表の左から2列目にありますように1,188億228万4千円で、前年度と比較しますと149億5,495万3千円の増となっています。

これは、次の522ページの歳入の下から2つ目第2項第1目県債の借換債が338億6,600万円と前年度より130億4,700万円の増となったことが主な要因であります。

同じく、歳入について、中ほどの第2目基金繰入金33億円が新設されております。これは市場公募債、現在、毎年300億円ほど発行しておりますが、それの10年満期一括償還に備え、その一部を3.3%程度ずつ減債基金に積み立てたものを、償還に合わせて繰り入れるということで、計上しております。

次に、523ページをごらんください。

歳出ですが、表の上から3番目の第1目元金については159億2,182万1千円の増となっています。

この主な要因は、中ほどの事業名欄の上から2つ目元金(借換債分)が、歳入で説明したとおり130億4,700万円増加すること、あるいは27年度に続き繰り上げ償還を実施しますが、その額が約8億円増加したことなどによるものです。

その下の第2目利子については、借入金利の低減などにより9億6,476万8千円の減となっています。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第15号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について及び第23号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正については、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。山本行政企画課長 まず、第15号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書は189ページですが、説明は総務企画委員会説明資料でさせていただきます。

3ページをお願いします。2の一部改正条例の概要をごらんください。

改正条例は、2つの条文で構成しており、第1条では、県が独自にマイナンバーを利用 する事務を定め、第2条では、番号法の改正による特定個人情報の取扱いの追加を個人情 報保護条例に追加するものです。

3の独自利用事務の制定をごらんください。

番号法では、税、社会保障、災害対策の分野で法律に根拠を持つ事務を法定の利用事務として限定列挙しておりますが、これと窓口や手続が同様である6つの事務について、マイナンバーを利用する事務として定めるものです。

下のほうに表がございますが、⑤の奨学給付金の支給についてです。法定事務である就 学支援金は3年間の授業料を補助します。⑤の奨学給付金は、予算上の措置といたしまし て、授業料以外の経費を補助します。どちらも学校で申請手続が行われておりますが、法 定事務である就学支援金の申請では、マイナンバー制度により課税証明書を今後省略でき るようになります。そこで、奨学給付金でも、同様に省略できるよう、独自利用事務とし たいというものであります。

1番下の参考をごらんください。

添付書類の削減のためには、総務省が整備する情報提供ネットワークシステムを利用することになります。独自利用事務におけるこのネットワークの利用について、国の第三者機関である個人情報保護委員会への届け出、承認が必要です。

今回、独自利用事務としてお願いしている事務は、委員会が承認を行う対象として示した事例に該当します。

資料の4ページをごらんください。

(2) 独自利用事務に関連した規定整備についてです。

①の庁内における個人情報の照会と提供での利用、②の窓口における利用、③の法定事務・独自利用事務における実施機関間の特定個人情報の提供について、関連規定を整備するものでございます。

次に、改正条例の2条関係でございますが、4の個人情報保護条例の特例規定の追加に

ついてです。

昨年9月の番号法改正では、独自利用事務の情報提供ネットワークシステムの利用に関して、情報を紹介する者と提供する者を定め、この両者に関して情報提供等記録の訂正する場合の通知について、新たに定めました。この番号法の改正に対応するために、改正条例第2条で個人情報保護条例の特例を追加するものです。

続きまして、第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。

議案書は199ページですが、引き続き総務企画委員会説明資料で説明させていただきます。5ページをごらんください。

本条例は県から市町村への権限移譲について定めるものです。今回の条例改正は、①旅券法に基づく事務の大分市への移譲と、②地方分権の第5次一括法の施行に伴う規定の整備等であります。

その下、1の旅券法に基づく事務についてです。

1)、2)にありますように、大分市に平成28年7月4日から旅券法の事務を権限移譲したいというものでございます。この際に、大分市高砂町のオアシスビル内で行っておりますパスポートセンターでの旅券の発行業務を大分市役所内に移転することで、体制を整備します。

これによりまして、3)の①のとおり、大分市民の方は、大分市役所内で戸籍謄本の取得からパスポート申請までをワンストップで行えるようになります。また、③のとおり申請から取得までの期間が、これまでと同様、6日間で行えます。

さらに後ほど、第23号議案で説明いたしますが、②のとおり住民基本台帳ネットワークを活用し、住民票の提出を不要とすることで、県民が居住市町村だけではなく、他の市町村でもパスポートの申請を行うことができるようになります。

なお、今回の移譲により、旅券法に基づく事務は県内全市町村への移譲が完了いたします。

次に、2の麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務についてです。

昨年6月に公布されました第5次一括法によりまして、麻薬小売業者間におけるモルヒネ等の医療用麻薬の譲渡許可が、がんなどの在宅医療の推進のために、28年4月1日に国から知事に権限が移譲されました。これに伴いまして、申請書の受理事務をこれまでの麻薬関係事務と同様に、保健所設置市である大分市へ移譲するものです。

最後の3の大分県食の安全・安心推進条例施行規則に基づく事務ですが、条例施行規則の号ずれを解消するため、大分市に移譲している経由事務に係る規定を整備するものです。 以上でございます。

渡辺市町村振興課長 ただいまの改正に伴います大分県住民基本台帳施行条例の一部改正 について、ご説明を申し上げます。

議案書は236ページを、説明資料は6ページをお開きください。

改正の骨子は2つありまして、1つが番号利用条例の改正に伴う本人確認情報利用、または提供事務の追加ということでございます。こちらについては、個人番号が新たに本人確認情報に加わるということで、この利用、または提供については、法律で規定されたもの以外については独自に利用する場合、条例で規定するということになっておりまして、

これを今回の議案書236ページにありますとおり、事務を追加させていただくことになります。利用については別表第1、提供については別表第2の改正内容となっております。 続きまして、2条関係としまして旅券の発給等事務に係る本人確認情報の市町村長への 提供ということについて、ご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました大分市へのパスポート事務が移譲 されたことに伴いまして、現在、居住市町村に限らず、他の市町村でも旅券の発給申請が できますが、その際は本人確認のための住民票の写しが必要になってきます。

これを今回の改正で不要とすることで、県下の全ての市町村において旅券の申請もできるとともに、居住地以外で申請した場合でも、団体が自分たちで住基ネットを使って確認することで、利便性を向上させるというものであります。

1条関係については公布の日が施行日で、2条関係は7月4日が施行日になっています。 以上です。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

まず、第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

次に、第16号議案について採決します。

なお、第16号議案については、福祉保健生活環境委員会にも関係がありますので、合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

第16号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありません か。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

なお、第16号議案の審査が終わりましたので、企画振興部の小野パスポート室長は、 ここで退室します。

[小野パスポート室長退室]

嶋委員長 次に、第17号議案包括外部監査契約の締結について執行部の説明を求めます。 **山本行政企画課長** 第17号議案包括外部監査契約の締結についてご説明いたします。

議案書は200ページですが、説明は総務企画委員会説明資料でさせていただきます。 8ページをお開きください。 まず、1の議案の概要をごらんください。

平成28年度の包括外部監査契約の締結にあたり、地方自治法の規定に基づき、議決を お願いするものです。2の契約の概要をごらんください。

(4) の契約の相手方ですが、新たに公認会計士協会大分県部会から推薦をいただきました公認会計士の小川芳嗣氏にお願いしたいというものです。

契約額は、(3)のとおり1,231万2千円を上限とする額としております。

また、3の監査委員の意見ですが、監査委員からは異存ない旨の意見をいただいております。

なお、平成27年度の包括外部監査は、資料の1番下にありますように試験研究機関についてというテーマで実施されており、3月末には結果報告書を提出いただくことになっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

井上副委員長 契約金額が2千円という金額まであります。普通なら契約といったら1,200万円なら200万という感じと普通は思うんだけれども、こういった詳細な金額がついているんですけど、その辺の根拠というのはどういうことですか、説明お願いします。山本行政企画課長 実は消費税率が8%ということでございまして、それで千円台がついています。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第18号議案職員の退職管理に関する条例の制定について執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第18号議案職員の退職管理に関する条例の制定につきまして、ご説明申 し上げます。議案書は201ページですが、説明資料の9ページでご説明します。

まず、1の条例制定の趣旨でございますが、地方公務員法の改正により国家公務員と同様に、営利企業等に再就職した元職員に対し、退職前の職務に関連して、現職職員への働きかけを禁止する旨の規定が設けられ、本年4月から施行されることとなっております。

その内容は、2の制度概要の(1)再就職者による依頼等の規制の参考の表にありますとおり、全ての再就職者においては、離職前5年間の職務に関するものについて、離職後2年間、また、在職中にみずからが決定した契約・処分に関するものについては、期間の定めなく働きかけすることが禁止されます。加えて、離職の5年より前に、部長の職についていた再就職者については、その期間も含め禁止されることとなります。

今回、ご審議いただく内容は、表の最下段の太枠で記した箇所でございますが、改正地 方公務員法において、組織の規模等に応じ、部長より下位の職についていた者についても、 条例で定めるところにより、同様の規制を設けることができるとなっておりますので、本 県では、離職後も現職職員に対して一定の影響力があると考えられる所属長以上の職についていた再就職者についても、当該規制の対象としたいというものであります。 次の(2)再就職情報の任命権者への届け出義務につきましては、働きかけの事実確認等が必要となる場合の想定から、条例で定めるところにより、離職後2年間、営利企業等に再就職した者に対し、再就職先の情報を届け出させることができるとなっておりますので、管理職以上の職についていた者に、当該届出義務を課すというものであります。

次に、(3)届出義務違反に対する過料ですが、届出義務の実効性を担保するため、届け出をしなかった者、あるいは虚偽の報告をした者に対して、10万円以下の過料を科すこととしております。

最後に、3の施行期日ですが、改正地方公務員法と同じく、本年4月1日を予定しております。

最後に、補足ではございますが、本県では、職員の再就職のあり方については、透明性を高め、県民の信頼を損ねることがないように、平成19年に大分県退職者の再就職に関する取扱要綱を定め、先にご説明申し上げた働きかけ規制や再就職情報の届け出に加え、再就職情報を公表するなど、これまでも、退職管理の適正化に努めてきたところであります。

今回提案させていただきました条例制定案につきましては、これまで要綱で取り扱っていたものを条例とすることで、より一層、退職管理の適正化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

元吉委員 この退職管理に関する条例の制定はいいんですけど、実際にこれ功をなすんですかね。

藤原人事課長 先ほど申し上げましたとおり、現在要綱で取り扱っております退職管理に 関する手続の部分を、今回、条例で定めることによって退職管理の適正化をより一層厳し くするといった趣旨でございますので、実効性を伴うものと考えております。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について、執行部の 説明を求めます。

藤原人事課長 第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備につきまして、 ご説明申し上げます。議案書の203ページ、説明資料の10ページをお開き願います。

人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法の一部改正が行われましたので、それに伴い関係する条例について、まとめて規定の整備を行うものであります。

最初に項目1の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

まず、(1)の級別基準職務表の条例化についてであります。

改正地方公務員法では、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないという職務給の原則を徹底するため、給与に関する条例中に級別基準職務表を定めなければならないと規定されました。

このため、現在、人事委員会規則の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定している級別基準職務表を、条例化するものであります。

なお、級別基準職務表とは、給料表の級ごとの基準となる職務内容を示したものであり、例えば、行政職の9級には、基準となる職務として本庁の部長を、8級には本庁の審議監などを規定するものであります。

次に、(2)の勤務成績の判定期間等の改正についてであります。

改正地方公務員法により、人事評価の給与への反映が義務づけられたことに伴い、人事 評価の結果を昇給や勤勉手当へ反映させるため、勤務成績の判定期間を人事評価の期間と 合わせるものであります。

例えば、昇給については、これまでは1月1日から12月31日までの勤務成績の判定期間を元に翌年1月1日の昇給に反映させていましたが、人事評価制度の導入に伴い、勤務成績の判定期間を人事評価の期間である10月1日から翌年の9月30日に合わせるものであります。

次に、項目2の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法第58条の2第1項に規定されている各任命権者が、条例で定めるところにより、毎年地方公共団体の長に対し報告しなければならない事項が改正されたため、規定を整備するものであります。

新たに人事評価・退職管理を追加し、勤務成績の評定を削除するものであります。

次に、項目3の職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正についてで あります。説明資料の11ページをお開き願います。

まずは、資料の左にあります図の用語の定義についてでありますが、降任については、 下位の職に任命することであり、例えば課長補佐級から係長級への降任を指すものであり ます。

次に降格についてですが、下位の級に変更することであり、例えば5級から4級に降格することであります。降号については、下位の号給に変更することであり、例えば30号から28号に降号することであります。

今回の改正地方公務員法により降任の定義が整理されたことに伴い、条例において、これまで降任に該当するとされてきた降格が降給に該当すると整理されたため、今回、降号も含め降給の定義、事由、手続等を定めるものであります。

その他の13条例につきましては、条文中に引用している地方公務員法の規定が条ずれ 等を起こしたことから、規定の整備を行うものであります。

なお、施行期日については、法の施行期日と同じ平成28年4月1日としております。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働委員会及び文教警察委員会 にも関係がありますので、合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答 がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第20号議案大分県職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。 **藤原人事課長** 第20号議案大分県職員定数条例の一部改正についてにつきまして、ご説

明申し上げます。議案書は220ページですが、説明資料の12ページでご説明します。 大分県職員定数条例は、地方自治法の規定に基づき、一般職に属する常勤の職員の定数

まず、1の改正の理由ですが、1点目は、(1)育児休業中の職員を定数外とするものです。

について、上限などの必要な事項を定めるものでございます。

育児休業中の職員につきましては、現行条例では定数内の取り扱いとなっておりますが、 育児休業を取得する女性職員が年々増加している中で、安心して育休を取得し、職場に復 帰できる環境を整えることは、優秀な人材を確保し、ダイバーシティを推進していくうえ で大変重要なことから、育児休業中の職員を定数外とする取り扱いへ改正するものでござ います。

改正理由の2点目ですが、(2)大分県行財政高度化指針期間中の定数削減を条例定数 に反映するものでございます。

大分県行財政高度化指針では、定数管理が厳しく求められる中で、事務事業の徹底した 見直しやスクラップ・アンド・ビルドにより、総人件費の抑制に努めるとともに、最小限 の人員で最大限の効果を発揮できるよう努めてきたところでございますが、今年度が当該 指針の最終年度となりますことから、計画期間における定数削減を条例に反映するもので ございます。

改正後の具体的な定数は、2の改正の内容の表にありますとおり、知事の事務部局が、現行3,857人であるところ、育休職員見合いで40人、定数削減で23人削減しまして3,794人、病院局が現行680人であるところ、育休職員見合いで15人削減しまして665人、教育委員会の事務局が、現行334人であるところ、育休職員見合いで1人、定数削減で3人削減しまして330人となります。その他の事務局につきましては、今回の条例改正による定数の変更はございません。

また、あわせて、育児休業中の職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が条例 定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数 外とする取扱いとするものでございます。これは、育児休業から復帰する職員が想定を上 回った場合に、条例定数を超えないよう措置するものでございます。

最後に、3の施行期日ですが、本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

元吉委員 意見はないんですけど、この育休職員を定数減にするということは、どうなんですか、育休はできにくくなるということですか。これどういうことですかね。意味がようわからんです。

藤原人事課長 現状を申し上げますと、非常に今、育児休業職員が年々ふえてきております。厳しく定数管理が求められる中で、やっぱり今以上に増加していくと定数全体を圧迫するという状態も懸念されます。

一方でやっぱり女性の優秀な人材を確保する上では、育休者を定数外に持っていくことによって、本人たちも育休を安心してとれるといった環境が整うんだろうというふうに思われますので、今回、育児休業職員の分に関しては40名、定数外に持っていく取り扱いにしたいということであります。

元吉委員 定数外に持って行くということ。

藤原人事課長 はい。

元吉委員 わかりました。そういう意味ね。減すんじゃなくて。

藤原人事課長 いいえ、一応、定数外に持っていくんですが、定数外に持っていく初年度 として40名、現在の定数から減らしますので。

嶋委員長 40という数字はどこにあるんですか。

藤原人事課長 12ページに、改正内容の、知事部局の事務局の育休職員40、これがそうです。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会及び文教警察委員会にも関係がありま すので、合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたこと を申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第21号議案議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部改正について、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第21号議案議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書の221ページですが、説明資料の13ページをお開きください。

項目1の枠内に記載しておりますとおり、常勤職員の公務中の災害が地方公務員災害補償法に基づいて補償されるのに対しまして、本条例については、議会の議員及びその他非常勤の職員の公務中の災害に係る補償について規定するものです。

条例の規定の趣旨としては、これまでと変わるものではありませんが、地方公務員災害補償法施行令の改正が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する規定の整備を行うものです。

今回改正があるのは、項目2の枠内に記載しております併給調整制度の部分です。公的年金の障害者に対する年金と、本条例で支給する公務災害の傷病者に対する年金が併給される場合、本条例による補償年金に調整率を乗じ、一部を減額して支給する制度となっておりまして、今回の改正では、傷病補償年金及び休業補償が厚生年金と併給される場合の調整率について、施行令の改正に準じ、0.86から0.88に引き上げます。

これは、改定の経緯に記載しておりますとおり、デフレであった平成11年から13年度、特例法でマイナスの物価スライドを行わず、本来より高い水準で支給されていた厚生

年金等について、平成25年から26年度に、本来の水準まで段階的に支給額が引き下げられたことの影響によるものです。

施行期日につきましては、施行令の改正と同日の平成28年4月1日としております。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を 求めます。

大友財政課長 第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書は222ページですが、総務企画委員会資料で説明させていただきます。 資料の14ページをお開きください。

今回の改正は、1の基本的な考え方のとおり、施設の整備や法令の制定・改正等に伴う使用料、手数料の新設・改定が5件であります。また、地方分権改革に係る第4次一括法の施行に伴う手数料の新設1件、合わせて6件の改正を行うものです。改正に伴う収入の増加見込額は、2にありますとおり144万7千円を予定しております。

次に、3の主な改正点についてですが、1つ目の使用料です。大分県立総合体育館ですが、平成27年度国民体育大会第35回九州ブロック大会の開催にあたり、県立総合体育館の屋内にボルダリングウォールを整備いたしました。その施設の一般供用をこの4月1日から開始することに伴い、使用料を新設するものです。金額は、専用使用が1時間350円、個人使用が1時間150円です。

次に、(2) 手数料ですが、法令の制定・改正に伴うものが2件です。①の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務は、中古住宅の長寿命化を目的に、同法律施行規則等が改正され、既存住宅において増築、改築を行う場合も、長期優良住宅の認定申請ができることとなったことから、審査手数料を新設するものです。

また、15ページの②、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務は、 省エネ対策の強化を目的に、同法律が制定され、省エネ法に基づく省エネ基準への適合を 促すための認定制度が創設されたことから、認定申請に係る審査手数料等を新設するもの です。

以上2つの手数料の額は、国が示す標準処理時間を基に設定しております。

続いて、(3)第4次一括法の施行による手数料の改正ですが、農産物検査法が改正され、農産物検査に係る登録検査機関、県内にはJAなど10の機関がございます。この登録・監督権限が、農林水産大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、手数料を新設するものです。

手数料の額は、現在、国が設定している金額と同額であります。

最後に、(4)の手数料ですが、行財政改革アクションプランに基づき民間活力の活用

が可能な事務を指定試験機関等に委任することとし、①の調理師免許試験の事務を公益社 団法人調理技術技能センターに、また、②の介護支援専門員実務研修受講試験の事務を大 分県社会福祉協議会にそれぞれ委任するため、別表第4に委任する事務と試験機関名を追 加するものです。

なお、今回の条例の一部改正の施行日は、平成28年4月1日を予定しております。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

井上副委員長 これ、おおむね大体どのくらいの収入見込みがあるんですか、2番、3番。 **大友財政課長** 14ページの上の2番のところに144万7千円というのを収入見込み額 として記載させていただいております。(「全体のやつを合計しておるんですか」と言う 者あり)はい。そのうち、(1)の県立総合体育館のボルダリングホールがほぼその額に なります。それ以外の部分につきましては、件数がほとんどないだろうということで、増 加見込み額は計上しておりません。実際に出てくれば収納いたします。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会、土木建築委員会及 び文教警察委員会にも関係がありますので、合い議をいたしました結果、いずれの委員会 からも原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申し出がありますのでこれを許します。

安部税務課長 お手元の資料の16ページをお開き願います。大分県税条例等の一部を改正する条例案でございます。

現在、国会に提出されている地方税法等の一部を改正する等の法律案が可決成立した場合に、本年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により関係する部分について改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、法人の実効税率引き下げに伴い、法人事業税について所得割の税率の引き下げ及び外形標準課税部分の拡大を行うものであります。

昨年度の条例改正では、27年4月1日以後に開始する事業年度分について、所得割の税率を7.2%から6.0%に引き下げ、外形標準課税については、それまでの8分の2から8分の3に拡大したところです。

また、28年4月1日以後に開始する事業年度分については、所得割の税率を6.0%から4.8%に引き下げ、外形標準課税を8分の3から8分の4に拡大することとしておりました。

今回、28年度税制改正において、28年度に法人実効税率を20%台に引き下げることとされたことに伴い、昨年度公布した大分県税条例等の一部を改正する条例の関係規定を削除した上で、図で(新)と表示しておりますが、28年度の所得割の税率を3.6%に引き下げ、外形標準課税の割合を8分の5に拡大するものであります。

施行期日は平成28年4月1日ですが、旧規定の削除については先に施行する必要があることから公布日施行としております。なお、これ以外の改正事項につきましては、改めて第2回定例会においてご審議をいただく予定としております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、執行部は報告を続けてください。

渡辺市町村振興課長 説明資料の17ページをお開きください。

市町村合併の検証報告書について、このたび取りまとめさせていただきましたので、その概要をご報告させていただきます。

まず、その趣旨でございますけれども、平成の大合併から10年を迎えまして、当初の 新市建設計画の期間を経過するに当たりまして、県として合併の効果、またはその後の課 題を明らかにし、今後の市町村の行財政運営に資することを期待して取りまとめたもので あります。

中身の骨子については、概要の記載のとおりでございますけれども、今回につきましては、人口減少率について団体としては緩和している、行政体制については効率化と専門性が向上している、財政基盤については改善強化が見られるというところがございます。

一方で、影響と意見ということで、こちらについては住民の方、また合併市の方のアンケートや聞き取り調査もあわせて取りまとめをさせていただいたところ、こちらに記載されたとおり住民サービスが向上した、行財政基盤が強化されたといった意見が多かった一方で、少子高齢化が引き続き進んでいるということですとか、旧町村部の行政サービスの維持等に課題が残っているということが改めて明らかになったところであります。

こうした意見については、第三者的立場の有識者の方々にも意見をいただいておりまして、それを裏づけるものになっております。こうした課題については、合併後、県としましても概要の合併に係る県の諸施策に書かれておりますとおり取り組んでまいりましたけれども、今後も社会経済情勢に対応した行財政基盤の強化、そして、まさに県、そして市町村が連携して定めた地方創生のプランに基づく取り組みを進めることで、県下一体となって元気づくりに取り組んでいきたいと、いくべきだということでまとめさせていただいております。

以上です。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑等もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

[委員長挨拶]

[島田総務部長挨拶]

〔退職予定者挨拶〕

嶋委員長 これで総務部関係を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

[総務部退室]

嶋委員長 この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

嶋委員長 別にないようでありますので、私から一言ごあいさつを申し上げます。 [委員長挨拶]

嶋委員長 これをもって、本日の委員会を終わります。